

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成26年11月10日

(平成25年度決算)

(警察本部・各種委員会等・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成26年11月10日(月曜日)

午前10時0分開議
 午前10時58分休憩
 午前11時2分開議
 午前11時20分休憩
 午後0時59分開議
 午後2時32分休憩
 午後2時38分開議
 午後3時8分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第40号 平成25年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 平成25年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 平成25年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(9人)

- 副委員長 田代国広
- 委員 鬼海洋一
- 委員 平野みどり
- 委員 堤泰宏
- 委員 溝口幸治
- 委員 内野幸喜
- 委員 緒方勇二
- 委員 九谷高弘
- 委員 橋口海平

欠席委員(1人)

- 委員長 岩下栄一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

- 本部長 田中勝也

- 警務部長 黒川浩一
- 生活安全部長 佐藤正泉
- 刑事部長 池部正剛
- 交通部長 木庭強
- 警備部長 潮崎樹典
- 首席監察官 吉長立志
- 参事官兼警務課長 林修一
- 参事官兼会計課長 甲斐利美
- 理事官兼総務課長 田中哲浩
- 理事官兼厚生課長 久保正信
- 参事官兼生活安全企画課長 北野陽祐
- 参事官兼地域課長 松山昌紹
- 参事官兼刑事企画課長 奥田隆久
- 参事官 真嶋浩
- 参事官兼交通企画課長 高山広行
- 参事官 岩本信行
- 交通規制課長 木庭俊昭
- 交通指導課長 船江英二
- 参事官兼警備第一課長 宮崎正道
- 機動隊長 今村光宏

出納局

- 会計管理者兼出納局長 伊藤敏明
- 首席審議員兼会計課長 福島裕
- 管理調達課長 田上英充

人事委員会事務局

- 局長 田中伸也
- 首席審議員兼総務課長 吉富寛
- 公務員課長 井上知行

監査委員事務局

- 局長 牧野俊彦
- 監査監 瀬戸浩一

労働委員会事務局

- 局長 白濱良一
- 審査調整課長 橋本博之

議会事務局

- 局長 佐藤伸之

次長兼総務課長 後藤 泰之
 議事課審議員兼課長補佐 鹿田 俊夫
 政務調査課長 富永 章子
 健康福祉部
 部長 松葉 成正
 政策審議監 寺島 俊夫
 医監 岩谷 典学
 長寿社会局長 山田 章平
 子ども・障がい福祉局長 田中 彰治
 健康局長 山内 信吾
 健康福祉政策課長 渡辺 克淑
 首席審議員兼
 健康危機管理課長 一喜 美男
 高齢者支援課長 中島 昭則
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 池田 正人
 社会福祉課長 吉田 雄治
 子ども未来課長 福田 充
 子ども家庭福祉課長 藤本 聡
 障がい者支援課長 松永 寿
 医療政策課長 立川 優
 国保・高齢者医療課長 大塚 陽子
 健康づくり推進課長 下村 弘之
 薬務衛生課長 窪田 吉晴

事務局職員出席者

議事課主幹 左座 守
 議事課主幹 楨原 俊郎
 議事課課長補佐 浦田 光典

午前10時0分開議

○田代国広副委員長 おはようございます。

開会に先立ちまして、本日は、岩下委員長が御欠席でございますので、熊本県議会委員会条例第8条第1項の規定により、私が委員長の職務を代行させていただきます。

それでは、ただいまから、第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前中に警察本部、出納局及び各

種委員会等の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしております。

それでは、これより警察本部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、警察本部長から御挨拶をお願いします。

○田中警察本部長 委員の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、心から御礼申し上げます。

県警察では、県民の期待と信頼に応える強い警察による安全、安心な熊本を目指してを基本理念とする県警察の総合治安計画「安全・安心くまもと」実現計画2014を策定し、安全、安心を体感できる犯罪抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙の3つの基本目標を掲げて、各種治安対策を進めております。

まず、安全、安心を体感できる犯罪抑止につきましては、10月末現在の刑法犯認知件数が9,263件、前年同期比13.4%のマイナスとなっており、このまま推移いたしますと、平成16年以降11年連続で減少するとともに、過去最多であった平成15年の半数以下にまで減少する見込みであり、一定の成果があらわれているところであります。

次に、交通死傷事故の抑止に関しましては、10月末現在の死者数が60人、前年同期比で4人減少となっておりますが、平成27年までに交通事故死者数を56人以下とする目標達成のため、交通事故抑止対策をさらに強化してまいります。

次に、県民生活を脅かす犯罪の検挙に関しましては、10月末現在の刑法犯検挙率は47.4%と前年より8.2ポイント向上しており、全国平均と比べましても高い検挙率であり、刑

法犯認知件数や検挙率を見ますと、一定の治安の回復が見られるところであります。

しかしながら、県内では、女性や子供の性犯罪被害や高齢者の特殊詐欺被害、ストーカー、DV事案のほか、高齢者の交通死亡事故が多発しており、県民の治安に対する不安感の解消は、いまだ道半ばであります。

加えて、サイバー犯罪や恋愛感情のもつれに起因する犯罪が発生しており、昨今では、危険ドラッグ乱用者に係る事故も発生して社会問題となっており、この種事案に対する警察の対処能力のさらなる向上が急務となっております。

また、広島県における土砂災害や御嶽山における噴火災害などの大規模自然災害の発生を踏まえ、県警察といたしましては、災害を初めとするさまざまな緊急事態に対応できるよう、今後も引き続き、災害警備部隊等の各種部隊について訓練や装備、機材の充実を図り、事案対処能力の強化に努めてまいります。

県警察では、今後とも、県民の期待と信頼に応えるため、総力を挙げて、安全、安心な熊本の実現に向け、邁進してまいりますので、委員の皆様には、引き続き警察活動への御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、平成25年度一般会計のうち、警察関係分の決算について御審議いただきますが、警務部長から平成25年度中の決算概要等について、会計課長から平成25年度歳入歳出決算等について、それぞれ説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○田代国広副委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いします。

○黒川警務部長 黒川でございます。よろしく願いいたします。失礼します。

平成25年度の決算概要について御説明をいたします。

最初に、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました「施策推進上、改善又は検討を要する事項等」のうち、警察関係につきまして、措置状況を御報告いたします。

指摘事項は3点ございました。

まず1点目は、決算特別委員長報告の第4の1で、各部局共通事項として「未収金の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。特に、悪質な滞納者に対しては、十分な対策を講じ、厳正に対処すること。」との指摘でありました。

平成25年度末の警察本部の収入未済につきましては、車両の放置違反金に係る未収金、交通事故などに係る損害賠償金の未収金、恩給の過払いに係る返納金の未収金がございます。総額1,912万4,000円となっております。

収入未済の解消につきましては、早期回収に全庁的に取り組んでいるところであり、定期的な電話や訪問による催促を継続して行うとともに、所在不明者に対する調査を積極的に実施して接触を図るなどしております。

特に、車両の放置違反金とその延滞金の未収金の解消につきましては、平成21年度から専従の徴収員として非常勤職員1人の雇用を継続しており、滞納者に対する電話催促を重点的に行い、収入未済の早期回収に努めております。

また、電話催促と連動した夜間や休日における訪問徴収のほか、法的措置に向けた預貯金調査を行い、平成25年度中は1件の滞納処分を実施するなど、徹底した徴収促進に取り組んでまいりました。

そのほか、交通事故の損害賠償金や恩給の過払い金につきましても、債務者への定期的

な催促を実施し、分割による徴収を行っております。

今後も引き続き収入未済の解消に取り組んでまいります。

2点目の指摘は、決算特別委員長報告第4の2で、各部局共通事項として「職員の過失割合の高い交通事故が多数発生しており、職員の交通事故に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた効果的な交通事故防止対策に努めること。」について、その後の措置を御報告いたします。

警察本部におきましては、平成24年3月に公用車交通事故の総量抑制を図ることを目的とした公用車交通事故防止総合プラン2012を策定し、教養、訓練、技能認定の審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応の6本柱を中心とした各種施策を推進しているところであります。

昨年中の公用車交通事故の発生件数は75件であり、一昨年の70件からやや増加したものの、職員が第1当事者となった交通事故は37件と過去5年の中では最も少なくなるなど、取り組みに一定の効果が見られたところでございます。

しかし、本年に入り、職員が第1当事者となった交通事故が再び増加していることから、公用車交通事故防止総合プランのさらなる徹底を図り、職員一人一人に事故防止に関する意識を浸透させるため、本年7月7日から8月31日までの間を公用車交通事故防止行動強化期間と定め、警察署や本部内各課において、それぞれスローガンを設定し、実効ある指導、教養を実施したところでございます。

今後も総合プランを積極的に推進し、職員の公用車事故防止意識の高揚及び運転技能の向上を図り、公用車事故の減少に努めてまいります。

3点目の御指摘は、決算特別委員長報告第4の18「県民の安全・安心のためにも、次年

度以降は交通安全施設、特に信号機の整備について、県民のニーズをしっかりと把握し、できる限り予算を確保し整備に努めること。」でございました。これにつきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

県警では、交通安全施設整備事業として、信号機や標識などの新設、改良、更新を行っておりますが、これに係る当初予算は、平成8年度をピークに年々減少傾向にある上、近年、老朽信号機などを大量に更新する必要性が認められ、平成25年度当初予算約9億4,000万円のうち、更新に要した費用が約6億7,000万円と予算の約7割を占めており、信号機新設などに振り向ける予算の確保が厳しくなっております。

そこで、平成25年度は、地域の元気基金活用事業の補正予算を獲得し、平成24年度は10基であった信号機新設を、平成25年度は13基と増加させております。

本年度も、補正予算などを活用し、改良、更新も含め、交通安全施設整備事業の推進に努めてまいります。

続きまして、警察本部の平成25年度決算の概要について御説明をいたします。

決算特別委員会説明資料、1ページの平成25年度歳入歳出決算総括表により御説明をいたします。

まず、歳入についてでございますが、予算現額31億8,329万8,000円に対しまして、調定額32億4,854万4,000円、収入済み額32億2,919万4,000円で、調定額に対する収入率は99.4%となっております。

不納欠損額は22万6,000円で、車両の放置違反金が消滅時効となったものでございます。

また、収入未済額は、先ほど説明いたしました1,912万4,000円であり、その主なものは、放置違反金や交通事故による交通情報板損壊の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出についてですが、予算現額384億5,806万8,000円に対しまして、支出済み額373億5,094万1,000円で、執行率は97.1%となっております。

翌年度繰越額は4億8,274万3,000円で、その主なものは、警察施設及び交通安全施設的设计に相当の期間を要したため、年度内に工事が完了せず、翌年度に繰り越したものでございます。

また、不用額は6億2,438万4,000円となっており、その主なものは、職員給与費等人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の平成25年度決算の概要でございますが、その詳細につきましては、会計課長が説明をいたしますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○田代国広副委員長 次に、会計課長から決算資料の説明をお願いします。

○甲斐会計課長 会計課長の甲斐です。よろしく申し上げます。

平成25年度決算資料の説明に先立ちまして、県監査委員による本年度の警察本部への定期監査で御指摘を受けました4件について、その内容とその後の措置状況を報告いたします。

指摘を受けました4件は、全て警察職員の交通事故についてであります。

捜査第一課ほか3所属に対し、平成25年度に公用車の毀損額の大きい自損事故及び公務中の自損事故などが発生していることについて、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じることという御指摘であります。

県警では、平成24年3月に公用車交通事故防止総合プラン2012を策定し、組織を挙げて職員の交通事故防止に取り組んでいるところでございます。今回御指摘を受けました交通事故防止に対する措置としまして、幹部によ

る反復、継続した指導、教養の実施、同乗者による速度監視、安全確認、車両誘導等運転者との連携の強化、監察課による事故等の当事者を対象とした招致指導及び運転技能の訓練の実施、幹部による出発前の交通事故防止等に対する注意喚起など、職員の交通安全意識の高揚及び交通事故防止対策に努めております。

今後全職員に対する各施策を継続して行い、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故の絶無に万全を期してまいります。

引き続きまして、平成25年度の歳入歳出決算について、お手元の平成26年度決算特別委員会説明資料により説明いたします。

1ページの平成25年度歳入歳出決算総括表に記載しております歳入歳出それぞれに係る予算現額等につきましては、先ほど警務部長から報告がなされましたので、私からは、2ページ以降の歳入に関する調べ及び歳出に関する調べに基づき、具体的に内容を報告いたします。

なお、歳入に関する調べにおいては、備考欄に各項目ごとの処理件数等を、また、歳出に関する調べでは、不用額の内容等をそれぞれ記載しましたので、参照していただきたいと思っております。

それではまず、収入についてであります。

収入の主なものとしましては、2ページから7ページの下から4段目にあります認知機能検査手数料までの使用料及び手数料に関するもので、収入全体のおよそ59%を占めております。中でも、3ページ、最上段の自動車運転免許証交付手数料が最も多く、使用料及び手数料全体のおよそ38%を占めております。使用料及び手数料に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページの下から3段目より8ページの下から2段目の人権啓発活動委託金までが国庫支出金に関するものでございます。国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はござい

ません。

次に、8ページから9ページをごらんください。

8ページの一番下の段から9ページの下から2段目の不用品売払収入までが財産収入に関するもので、財産収入に不納欠損額、収入未済額はございません。

9ページの一番下の段、繰越金についても、不納欠損額、収入未済額はございません。

10ページから12ページまでが諸収入に関するものでございます。

10ページをごらんください。

10ページ、上から3段目の延滞金(放置違反金)と4段目の放置違反金に収入未済額がありますが、これは、備考欄に記載しておりますとおり、放置違反金に係る延滞金の未払いと放置違反金の未払いによるものでございます。

また、放置違反金の不納欠損額22万6,000円につきましては、消滅時効によるものでございます。

次に、12ページをごらんください。

雑入の収入未済額1,450万8,000円につきましては、交通事故による交通情報板等の損壊に係る損害賠償金のほか、6件の交通事故等による公用車の損壊に係る損害賠償金の未収金の合計金額でございます。

また、12ページの年度後返納の収入未済額97万7,000円につきましては、恩給の過払いに伴う未返納金でございます。

収入未済の詳細につきましては、後ほど附属資料の収入未済に関する調べで説明いたします。

引き続きまして、歳出についてでございます。

13ページから最終の16ページまでが警察費でございます。

不用額の大きいものにつきまして説明いたします。

まず、13ページの下から2段目の警察本部費であります。不用額の主なものとしましては、職員給与費の執行残9,682万9,000円、退職手当の執行残1億8,295万3,000円、警察被服費の執行残1,591万3,000円でございます。

不用額が生じた理由につきましては、各種手当の実績が、退職者数が見込みより少なかったこと、被服購入契約の入札において予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

次に、13ページ一番下の段の装備費に係る不用額であります。主なものとしましては、車両維持管理費の執行残1,622万5,000円、ヘリコプター維持管理費の執行残1,434万円がでございます。

不用額が生じた主な理由としましては、燃料の使用実績が見込みより少なかったことや、任意保険契約の入札において予定価格より安く落札されたことなどによるものでございます。

続いて、14ページをごらんください。

最上段の警察施設費につきましては、庁舎等の保守委託や修繕など、警察施設の維持管理に係る経費の執行残4,728万5,000円などがございます。

不用額が生じた主な理由としましては、各種施設の保守委託契約の入札において予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

また、警察施設費では、翌年度への繰越額2億59万2,000円がございまして、これにつきましては、附属資料の繰り越し事業調べにて説明いたします。

次に、その下の段の運転免許費では、運転免許センター運営費の執行残1,107万円、運転免許更新時講習経費の執行残1,598万1,000円などがございます。

不用額が生じた主な理由としましては、光熱費や各種消耗品の購入実績が見込みより少

なかったことや、更新時講習に使用する教材購入契約の入札において予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

次に、15ページから16ページまでの警察活動費に係る不用額について説明をいたします。

まず、一般警察運営費におきまして、警察活動旅費など警察活動基本経費の執行残3,560万2,000円、被留置者の食糧費及び診療費など留置管理に係る経費の執行残1,189万円などがございます。

不用額が生じた主な理由としましては、犯罪捜査活動に係る旅費の実績が見込みより少なかったことや、被留置者の給食契約の入札において予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

次に、刑事警察運営費で、携帯電話等各種通信費の執行残3,811万7,000円がございません。

不用額が生じた主な理由としましては、携帯電話通話料等各種通信費の実績が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、交通警察運営費におきまして、信号機に係る電気料、修繕料及び保守委託料など、交通規制の管理に係る経費の執行残2,139万円がございません。

不用額が生じた主な理由としましては、保守委託契約等の入札において予定価格より安く落札されたことによるものでございます。

また、警察活動費では、翌年度への繰越額2億8,215万1,000円がございましたが、これにつきましては、附属資料の繰り越し事業調べにて説明いたします。

それでは、別にお配りしております平成26年度決算特別委員会附属資料をごらんください。

1ページをごらんください。

平成25年度繰越事業調べでございます。

上段の警察施設整備費の2億59万2,000円の繰り越しにつきましては、天草警察署苓北

交番の新設、天草警察署職員宿舍の新築及び熊本北警察署の非常用発電設備の改修において、設計に相当の時間を要し、年度内に工事が完了しなかったため、繰り越しを行ったものでございます。

次に、交通安全施設等整備費の2億8,215万1,000円につきましては、交通安全施設の設計に相当の期間を要したため、年度内の工事完了ができず、繰り越しを行ったものでございます。

なお、繰り越しを行った工事は、全て今月中に完了予定であります。

次に、2ページから3ページをごらんください。

平成25年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済の内容でございますが、2ページの平成25年度歳入決算の状況のとおり、放置違反金の延滞金26万9,000円、放置違反金336万9,000円、また、雑入としまして、交通事故による交通事故情報板等損壊に係る損害賠償金、交通事故等による公用車損壊に係る損害賠償金、合わせて1,450万8,000円、さらに、過年度収入の年度後返納としまして、恩給の過払い金97万7,000円がございまして、その合計額は1,912万3,000円となっております。

収入未済の解消につきましては、県警の顧問弁護士への対応の相談、金額が大きいものは強制執行による取り立てや民間調査機関による資産状況の調査を行ったりしております。そのほか、先ほど警務部長からも説明がありましたが、放置違反金などは、非常勤職員1名を雇用し、債務者に対する電話による催促や休日、夜間の訪問徴収活動などを継続的に実施し、徴収促進に努めております。

次に、4ページをごらんください。

平成25年度不納欠損に関する調べでございます。

放置違反金の不納欠損で、17件、22万6,00

0円でございます。これは、地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効により債権が消滅したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、5ページをごらんください。

平成25年度県有財産処分一覧表でございます。

熊本南警察署旧富合町新駐在所の売却に伴い、隣接する熊本宇城農業協同組合富合支所の旧排水管が越境して埋設されておりましたので、埋設敷部分を熊本宇城農業協同組合富合支所に11万9,000円で売却したものでございます。

以上で警察本部の決算資料の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広副委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 職員の交通事故の件ですが、これも、これは、県警が悪かったり相手が悪かったり、過失はそれぞれあると思いますけれども、件数はきょうのでわかりましたけれども、示談が成立しているかしていないのか、例えば25年度のやつだとまだ示談が成立していないものがあるのかどうか、その確認をちょっとさせていただきたいと思います。

○吉長首席監察官 首席監察官の吉長でございます。

確かに、委員御指摘のとおり、速やかに示談が図れるもの、あるいは示談に長期を要するものがございます。24年度につきましては、未処理件数がまだ2件積み残しておりますし、昨年でありますと、まだ24件の積み残しであります。これらにつきましては、保険

会社を通じまして、相手当事者との示談を進め、早期に、損害が生ずるのであれば、保険のうちから相手方に賠償をしまいたいというふうに考えております。

○溝口幸治委員 県警の事故が多い少ないというのは、一概に、職業柄というか、職務柄言えないのではないかなと思いつつも、できるだけこうやって減らしていくという取り組みは強化をしていかなければならないと思いますが、要は、起こった後、特に県警に過失がある場合については、やっぱり速やかに示談まで行き着くというのが大事だと思いますので、そこはもうちょっと心してやっていただきたいと思いますが、県警のほうが過失が大きくて示談まで至っていないものというのが、もしも——件数わかりますか。今のは全部トータルでしょう。

○吉長首席監察官 引き続きお答えいたします。

速やかな示談に努めているところではございますけれども、相手方の入院あるいは治療期間が長期にわたりますと、どうしてもそれをもって賠償額の決定という形になりますので、そこは、委員御指摘のとおり、速やかに相手の状況に応じて示談を進めてまいりたいと考えております。

○溝口幸治委員 起こった件数も大事ですが、後の処理、ここに力を入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 車両の燃料費のところ、恐らく県警のほうが一番車は利用する頻度が高いと思います。そこで、今、ガソリン、結構価格が高騰しているわけですね。県警の場

合、私、ちょっと中身わからないですけども、それぞれのスタンドで給油して、それぞれのスタンドの価格でお支払いしているのか、それとも、例えば、一律、定額で契約しているのかとか、その辺はどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○甲斐会計課長 会計課長の甲斐です。
契約して、一律で支払っております。

○内野幸喜委員 じゃあ、通常スタンドに行って給油するよりは安くはなっているということの認識でいいんですかね。

○甲斐会計課長 変わりません。

○内野幸喜委員 変わらないわけですね。

○甲斐会計課長 はい。

○内野幸喜委員 そこを何か交渉次第でその辺安くなるのかなという気がしないでもないんですけども、そこはどうですかね。それはやっぱり結構給油回数が多いと思うんですね。だから、その辺の何か契約次第では若干こう、今特に燃料が高どまりしている中で、その辺は安く抑えることができないのかなという気がしないでもないんですけども。

○甲斐会計課長 次年度の予算もありますので、十分検討して、また行きたいと思えます。

○田代国広副委員長 ありませんか。

○平野みどり委員 信号機についての御説明がありました、老朽信号機を大量に更新する必要が認められるということで、新規が思

うように伸びないということでありましたけれども、例えば、信号機に右折の矢印がつくのがありますよね、あれがあればいいなと思っていたのが、私の通り道にも結構ついてきているのでよかったなと思っているんですけども、ああいった矢印をつけるのは新設とみなされるんですか、それとも老朽信号の更新というふうにみなされるんですか。

○木庭交通規制課長 規制課長の木庭でございます。自分のほうから回答さしあげたいと思います。

改良ということで、先生、理解していただきたいと思います。

○平野みどり委員 新規じゃないんですか。

○木庭交通規制課長 はい。

○平野みどり委員 ちなみに、常識として知っておきたいんですけども、この県内で信号機は何基あるんでしょうか。

○木庭交通規制課長 平成26年3月末現在という形で回答したいと思います。県下には2,794カ所、信号機設置しておるところであります。

○平野みどり委員 その中には、交通混雑の大規模な大きい交差点とか小さいのも含まれていると思うんですけども、例えば平成24年度の10基が25年度は13基となったという、この13基というのは、大きいところとか、主要なところということなんですか、それとも小さいところも含めてということですか。

○木庭交通規制課長 先生おっしゃいましたとおり、新たな幹線道路等ができた場合、優先的にどうしてもせざるをいかぬという場合

もごじます。加えて、それまでにいわゆる地元等から、一線署等から要望が上がった事項もあわせて整備していった数字が、この13基であります。

○平野みどり委員 わかりました。2,794という全体の数からすると、この新設というのが少ないなというふうに正直感じていたんですけれども、今後は、やっぱり本当に必要なところは、どんどん私たちも予算要求していかないといけないなと思っています。

それと、もう1点だけ。

例えば、警告信号みたいなのがありますよね、大きな交差点に入る前に、交差点がありますよというんですかね、要するに、あらかじめ減速をするように車両に促すような形の信号がありますけれども、あれも信号というふうにみなすんですか、警告みたいなやつ。

○木庭交通規制課長 いわゆる本機信号機に付随するものでありますので、本機信号機の数、2,794に含まれておるというふうに理解していただきたいと思います。

○平野みどり委員 わかりました。

うちの地元でも、学童の通学のために必要だということで、もう本当につけていただいととても地元の方たちも喜んでいてんですけども、特に国道ですよね、今子供たちの朝夕の通学で危険なところがいっぱいあるので、そういうところは優先して、補助というか、予備というか、信号も含めて今後も対応していただきたいというふうに思います。

○田代国広副委員長 要望ですね。

○平野みどり委員 はい。

○内野幸喜委員 この交通安全施設整備、こ

れは国からはそこまで減ってないわけですね、予算的に。国のほうからの予算はそんなに減ってないんですよ、そこまで減っていると。県がやっぱり減っているわけです。私も、3年前だったか、質問したんですね。やっぱり県も、これからますます老朽化しているものの維持補修がかかってくるので、なかなか新しい信号機ができない、県もやっぱりこの予算は確保すべきじゃないかという趣旨の質問をしたんですが、そのときに、ちょうど議場の中から1つ声が出たのが、各市町村で——市町村がやっぱり要望するのが多いわけですから、市町村から幾らか出した形での施設整備というのができるのかできないのかと、ちょっとあったんですね。そこは、そのときは基本的にはできないということだったんですけれども、その後はどうなっているんですかね。

○木庭交通規制課長 続きまして、自分のほうから説明をさせていただきます。

ありがたいお話ではございます。しかしながら、信号機の設置、県公安委員会の純粋な事業でございます。よって、地方財政法上でも、それはできませんという形になっております。しかしながら、これにとどまらず、交差点改良等で市町村等が街路灯をお建てになる、そのようなときに信号機が併設共架できれば、そういう形で共架をさせていただいて、その予算をまた別に回す等の算段はさせていただいておるところであります。

○橋口海平委員 信号機、ちなみに、今要望は何件ぐらいあっているんでしょうか。

○木庭交通規制課長 平成25年度、県下各所から110基の設置要望上がっております。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 黒川警務部長の概要説明書の2ページのところです。上から3行目の所在不明者という表現がございますね。未納者を探すのに、定期的な電話や訪問による督促を継続的に行うとともに、所在不明者という表現がございますね。これはよほど悪質なんでしょうね。警察が探しても所在がわからないというのは、これはもう犯罪者の中でも相当ひどいと思うですよ。

○甲斐会計課長 会計課長の甲斐です。

所在不明者については、交通事故を起こして所在不明になった者もおります。まあ、そういう者については、なかなか徴収に苦労している状況です。

○堤泰宏委員 警察が探して所在がわからないというとは、よっぽどの人じゃなかろうかと思う。

○黒川警務部長 あくまで一般論でございますけれども、もちろん、通常、我々、住民票を市町村に出して、引っ越し場合はそれを転居届を出してということが、ほとんどの方はそうしておられるわけですが、世の中には、必ずしもそういうことをせずに、必ずしもこの本件に限らず、さまざまな御事情で、こっそりどこかの地になくなってしまふような方は一定数おられますので、必ずしも、この警察の未払い金のためにいわゆる逃げたとか、そういうことだけではございませんので、いわゆる引っ越ししてどこに行ったかちょっと追跡できないと、それをいろいろさまざまな手で調査はしているというところがございます。

○堤泰宏委員 いろいろあると思うたんですけども、ちょっとお尋ねしたかっただけです。

それから、信号機のお話が幾つかあってい

ますけれども、私は、高特のときもちょっとお尋ねしたんですけども、交通事情が変わりますよね、バイパスができたり。それで、昔の信号といいますかね、既存の信号が不要であるという意見を聞いたりすることがあるんですよ。それは私は、専門家、警察の専門的な見地からいかがかということはわからぬけれども、私の独断と偏見では、皆が要らぬちゅうならば要らぬとじゃなかろうかなという思いでちょっとお尋ねをしたんですけども、例えば、もう私の地元の高森の信号が、この前お話ししましたね。それから、国体道路の延長線ですね、国体道路の免許センターから先のほうに農地が広大に広がっていますですね、あそこに信号が多いんですよ、非常に。それで、もう1台も横から来ないけれども信号はぴしゃっと機能しとると。私もあそこ通りますけれども、通る人からちょっと聞くもんですから。

不要信号というのはないと思いますけれども、何といたしますかね、信号の貢献度といいますか、そういうので、もう一回つけたら絶対に廃止をしないと、そういうことはないと思いますけれども、改良していただくならと思うとですね。

○木庭交通規制課長 引き続き自分のほうから若干説明をさせていただきたいと思えます。

今、先生御指摘がありましたように、信号機の新設とともに、あわせて、それぞれ基準等利用価値の少なくなったものにつきましては、具体的には、通学路であったところが学校の統廃合等によってそこが使われなくなった等につきましては、合意形成を図りながら、信号機の撤去というのをおわせて進めておるところでございます。

以前、先生のほうからは、高特委の中で、確かに信号の撤去の関係お話をいただきました。あの件につきましては、所属のほうに落

としまして、現在、どうすべきかというのを検討させていただいておるところであります。

同様に、国体道路等につきましても、検討をさらに進めていきたいという形で考えております。

○堤泰宏委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○内野幸喜委員 防犯カメラ、今非常に事件の解決に貢献しています、防犯カメラがですね。私、これは県民の理解も得やすいんじゃないかなと思うんですけども、今歳出のところを見ると、防犯カメラというのはこの項目に入っていない。どこに、警察活動費になるんですかね、もし県警で設置するとすれば。例えば、これは、さっき言ったように、非常に事件解決に大きく貢献しているわけですから、例えば、交通安全施設の信号機のところとか、そういう設置とかというのはできないのか、その辺はどうなんですかね。

○甲斐会計課長 会計課長の甲斐です。

防犯カメラにつきましては、警察と県のくらしの安全推進課が協合しておるものですから、26年度の予算については、くらしの安全推進課でまとめて要求し、順次要望あるところに設置をしております。

○内野幸喜委員 こっちには載ってないということですね。そっちのほうに載っているということですね。

○甲斐会計課長 はい。

○木庭交通部長 交通部長でございます。

信号機に防犯カメラを設置できないかということですが、以前、これはあくまでも防犯カメラじゃなくて、交通事故捜査のた

めに、何カ所かは、そういう事故現場の衝突音を感知したときにその状況を記録するような装置を設置しております。

また、今後は、国からの補助等で、今、数的には少ないんですけども、ちょっと手元に数値を持ち合わせてないんですけども、そういった形で、あくまでもこれは交通事故捜査用ですけども、信号交差点あたりに防犯カメラ的なものを設置するというのも検討して進めていくこととしております。

○佐藤生活安全部長 生活安全部です。補足で御説明させていただきます。

今、街頭の防犯カメラにつきましては、県下で48カ所の451台を設置してあります。いずれもこれは、自治体でありますとか、あるいは商店街、あるいは自治会等で設置をさせていただいております、警察での防犯カメラの設置は現在のところはございません。

ただ、全国的に見ますと、ほかの県では警察で設置してあるところもございますけれども、それぞれのやり方があろうかと思えます。

県の予算につきまして、先ほど会計課長が説明しましたとおり、ある程度県のほうで予算としておりますので、各自治体に対しまして、県の予算を活用するよということ、今設置等の促進を図っているところでございます。

以上です。

○内野幸喜委員 今、補助金という形になっているんですか、各自治体に取りつきたいというときに……。

○佐藤生活安全部長 そのとおりです。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

では、私からちょっとだけ。

今回の決算で各部共通して言われているの

が、指摘されているのが、交通事故の件ですね。それぞれの部局から説明があったんですけども、ほとんどの部局は、取り組んでいますで終わるわけですけども、さすがきょうは警察ですね。詳しく数字も出ささせていただきました。その効果なり結果なり、そしてまた、今後の取り組みあたりも詳しく書いてありまして、非常にいい報告だというふうに聞いたところでございますが、先ほどから出ております交通信号機ですけども、関連して、110基で要望があって、わずか10基か13基。やっぱり10倍ぐらいの倍率となつてくるんですけども、そこで、これは監査委員会に対していいんですかね、警察活動費、これが1億数千万、不用額が出ておるんですけども、目の中の予算の流用あたりは少し柔軟に考えられないんですかね。

○牧野監査委員事務局長 ただいまの御質問は、流用はできないかということでございますね。

流用につきましては、例えば、財政課との協議とかそういったことで、各所属で必要に応じてなされているというふうに監査のほうでは理解をしております。もちろん、監査でも、流用の内容というか、特段に手続的におかしいとかそういった視点からは監査は見ておりますけれども、それを流用すべきかどうかというふうなことにしましては、その施策を進めるかどうかの一義的にはその政策判断になりますので、各所属で適切に判断されるものと理解しております。

○田代国広副委員長 1億5,000万近い不用額が出ておりますよね、これをほかの、例えば交通信号機のほうが要望があるのに予算がないからできないわけですから、ならば、これを少し予算を振り分けて、そちらに柔軟に活用するようなことを考えてもらったらどうかというふうに思いましたものですから、そ

れは新しい年度の予算編成あたりで配慮していただけたらどうかと思うんですけども。

○鬼海洋一委員 今監査委員会委員の報告事項について、ちょっといいですか。

かつて、予算の不適正支出ということもありまして、今、監査委員のほうからは、その部局で適切に判断すればというお話がありましたけれども、これまでは、その予算流用については基本的に認めてなかったのではないかとこのように思うんですが、そういう意味で、監査委員会の中で、この数年来の経過を見ながら、今お話しあったような状況に変わったのかどうか、その辺を少し確かめておきたいと思います。

○牧野監査委員事務局長 予算の流用につきましては、ちょっと、監査委員として認めてなかったという御指摘につきまして、ちょっと今確認ができないんですが、一般的には予算の流用は、県の部局でいいますと、財政課のほうでその適否については判断、要するに、一義的には判断されるというふうに理解をしております。

○鬼海洋一委員 まあ、私が今質問いたしましたのは、警察のことだけではなくて、これはもう県全体の予算の執行モラルにかかわる話だもんですからあえて御質問したわけでありまして、その点は、もう少し監査委員会内部で、これまでのさまざまな全国的にありました予算執行にかかわる不適正支出、こういう中で相当議論をした課題でもあったものですから、もう一回、ぜひ内部的に、その財政というふうにおっしゃったわけですけども、財政も含めてこれは監査するわけがありますから、その点の整理をいただいたらいいんじゃないかということをご要望として申し上げておきたいと思います。

○牧野監査委員事務局長 監査委員の監査におきましては、これまで申し上げておりますように、法令、それから規則、そういったものに適切に従っているかどうかという観点が一番でございます。

予算の流用は、要するに、議会の議決を経た予算を、平たく言えば、違った形で執行するということになるかと思いますので、トータルで言いますと例外的なものだというふうには考えられますが、少なくともその手続に従ってやるという道がございますので、その辺の内容、それから手続、そういったものが適正になされているかどうか、この辺につきましては、監査委員でも、これまででもきっちり監査の対象としてきたというところでございます。

○鬼海洋一委員 わかりました。過去の経過も踏まえて、もう私は私なりにまた研究したいというふうに思っていますけれども、今申し上げましたように、この数年来の全国的なそういう歴史の中で、一定の整理がされたものだというふうに理解していたわけでありまして、その思いから質問をいたしました。ぜひ監査委員会の中でももう一回、今お話しのとおり、適正であるかどうかということと同時に、予算執行モラルという意味でも、熊本県全体の予算執行の課題に係る話でありますので、ぜひ御検討いただきますようお願いしておきたいと思っております。

○牧野監査委員事務局長 本日の御意見、きょう監査委員参っておりませんが、報告をいたしまして、きちっと報告をしたいというふうに思います。

○溝口幸治委員 今のやりとりは、例えば、警察の予算の中で何でも流用していいという話じゃなくて、例えば、警察活動費なら警察活動費の中で柔軟——執行残とかを流用する

というのはそれぞれの判断でいいんだと思いますけれども、例えば、施設費が余ったから、入札で残があったから、これを活動費に回すというのは今もだめでしょう。

○鬼海洋一委員 という質問をされたわけですよ。それについて、よか、いいという話だったもんだから……。

○溝口幸治委員 だから、多分そういう、副委員長はそういうふうなことをおっしゃったけれども、牧野さんが答えているのは、多分何かぐちゃぐちゃなんで、そこをちょっと整理しておいたほうがいいのかなど。

○牧野監査委員事務局長 先ほどから申し上げておりますように、できる流用とできない流用がございまして、これまでの不適正経理とは、要するにできない流用、流用であればできない流用というふうに、平たく言えばそういうことでございます。

できる流用につきましては、その手続がきちつとなされているか、もちろんできる流用に当たるかどうか、そういうふうな点は監査で見ますけれども、ある程度そこを——本来流用というのは、その予算編成をすればきちつと予算ができるわけなんです、そのいともがないとかいろんなことで政策判断のもとにされるわけですので、そのルールをもとになされているかどうかということでございます。ですから、先ほど言いましたように、もともとできないものは、これは当然できないというのはもう監査としては当然だというふうに思っております。

○黒川警務部長 資料の、例えば歳入に関する調べですとか、2ページ以降、ごらんいただきたいんですけども、まあ、会計の帳簿というのは膨大にございますけれども、一般的に、ここに、冒頭にありますとおり、款で

すとか、項ですとか、目ですとか、節ですとか、細かく分けられている。

今、私どもが財政課通じてとか承知している限りですけれども、節の中での流用については、まあ、ほぼ同じような項目、項目というか、節ですね。節の中の流用につきましては、警察については警察本部の判断でやれるということになっております。他方で、目のレベルになりますと、例えば同じ交通安全施設整備の中でも、目が違ってしまえば、もうそれは我々の判断だけではできませんで、財政課なりに協議して、まあ、当然予算の有効活用という観点も重要でございますので、必要性があれば認めていただけるという、逆に言えば、そのレベルで、かなり縛りといいますか、ルール化は細くなされておりますので、当然ですけれども、人件費が余ったから信号をつくるかとか、そういうことは制度上も全くできないようにはなってございますので、決められたルールの中で、適切な範囲で対応しているという状況でございます。

○鬼海洋一委員 そういうふうに御説明いただきますと、はっきり、すっきりするんです。先ほどは、警察活動費が少し余っているから、その分を信号機等に振替できないかという話の中でお答えがあったものですから、改めてその点を確認したわけでありまして、今お話しのとおりであれば、すっきり判断ができるというふうに思いましたので、いいんではないかというふうに思います。

○田代国広副委員長 私、款、項、目のうち、目であれば、ある程度予算流用が大目に見られるっちゃうな考えを持ってお尋ねしたわけですよ。せっかく1億5,000万も不用で出るということは、一方では、予算要求あっているわけですから、有効に利用するという観点からすると何とかならないかなと。したがって、何とかするためには、やっぱり早

目にわかれば、予算を組み直したりして、補正議案あたりやりながら増減で組み直せば、こういった事業にも回せるわけですよ。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広副委員長 なければ、これで警察本部の審査を終了します。

ここで、説明員の入れかえのために、しばらく休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時2分開議

○田代国広副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

まず、会計管理者から出納局の決算概要の説明をお願いします。

○伊藤会計管理者 会計管理者の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成25年度の決算の御説明に先立ちまして御報告をいたします。

まず、源泉所得税の自己点検の結果でございます。別添資料、源泉所得税等の徴収漏れについてをごらんください。

他府県での源泉所得税及び源泉復興特別所得税、以下、源泉所得税等と御説明いたします——の徴収漏れを発端といたしまして、平成26年9月3日付で、熊本西税務署長から、熊本県知事に対しまして、自己点検の指導がありました。これを受けまして、全所属にお

いて自己点検を実施したところでございます。

その結果、36所属におきまして、42万5,552円の源泉所得税等の徴収漏れが判明いたしました。今後、熊本西税務署に対し、源泉所得税等の徴収漏れ額を速やかに納付いたします。あわせまして、延滞税及び不納付加算税につきましましては、税務署による額の確定後、納付をいたします。

また、県は、源泉徴収漏れがあった個人事業主等の相手方の皆様に対しまして、謝罪と経緯説明を行いますとともに、徴収すべきであった源泉所得税等相当額の返還をお願いいたします。

徴収漏れの発生の主な要因といたしましては、個人事業主の屋号を法人と誤認し、源泉徴収が不要と判断したこと、平成25年1月1日創設の復興特別住民税の加算を失念していたことによるものでございます。

今後、各所属においてこのような事務処理の誤りが起きないように、制度の周知や源泉徴収の徹底を図る通知の発出、税務署職員を講師とした研修会の実施並びに会計事務検査や研修会等における注意喚起など、再発防止に全力を努めてまいります。

このような事案が発生しましたこと、また、県民の皆様にお迷惑をおかけしますこと、おわびします。まことに申しわけございませんでした。

次に、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました「施策推進上、改善又は検討を要する事項等」のうち、出納局関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

各部局共通事項として「職員の過失割合の高い交通事故が多数発生しており、職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた効果的な交通事故防止対策に努めること。」という御指摘がございました。

職員の交通安全、交通法規の遵守につきましては、公務内外を問わず、常に心がけるよう毎月の局議及び課例会等で訓示しておりますが、加えて、特別課題研修「飲酒運転の根絶に向けて」を行い、ビデオ上映等により、飲酒運転根絶、交通安全意識の高揚を図ったところでございます。

今後も継続して職員に対する交通安全の指導、研修を実施してまいります。

続きまして、出納局の平成25年度の決算について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料、1ページの歳入歳出総括表により、概要を御説明いたします。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は30億67万円余で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、予算現額33億6,800万円余に対しまして支出済み額は32億6,100万円余で、不用額が1億600万円余となっております。

不用額の主なものは、収入証紙特別会計において、収入証紙による手数料等収入が見込み額を下回ったことに伴う一般会計繰出金の執行残でございます。そのほか、人件費や事務費の執行残でございます。

以上が平成25年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田代国広副委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

○福島会計課長 会計課長の福島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査において、出納局は指摘事項はございません。

続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。

出納局説明資料の2ページをお願いいたします。

諸収入の県預金利子につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

県預金利子の収入済み額5,376万円余は、歳計現金の運用に伴う利子収入でございます。

なお、会計課では、歳計現金のほか、基金も合わせて一括して資金運用しておりますが、全体では、4億7,700万円余の利子収入がございました。

3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

2段目の一般管理費の不用額は、39万円余でございます。主に職員手当等の執行残でございます。

3段目の会計管理費の不用額は、948万円余となっております。主に経費節減に伴う執行残でございます。

下段の利子は、支払いに要する歳計現金が一時的に不足した際の一時借入れに伴う支払い利子でございます。また、不用額116万円余は、一時借入れが見込みより少なかったことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

まず、この特別会計についてでございますが、県は、許認可等の申請に当たって、申請手数料を収入証紙により納めていただいております。その収入証紙による収入を特別会計で一元管理しているものでございます。

歳入につきましては、収入証紙の販売額を計上しております。不納欠損額、収入未済額はございません。

上段の証紙収入の予算現額と収入済み額との差1億3,965万円余は、証紙売りさばき人

への販売額が見込みを上回ったことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。

一般会計繰出金は、許認可の申請に伴う手数料等の収入を関係課での収入証紙の消印実績に応じて関係課へ配分したものでございます。不用額9,342万円余は、申請実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○田上管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

上段の財産収入が210万5,000円、下段の諸収入が480万7,000円でございます。調定どおり収入しておりまして、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費の支出済み額が1億919万8,000円、不用額が22万円、下段の会計管理費の支出済み額が3,715万円、不用額が164万3,000円でございます。不用額は、いずれも執行残でございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田代国広副委員長 次に、人事委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○田中人事委員会事務局長 人事委員会事務局長、田中でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、201万4,000円の収入済み額でございまして、不納欠損額、それか

ら収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。

3ページでございますが、支出済み額は、1億6,501万6,000円でございます。翌年度への繰り越しはございません。

なお、不用額の605万6,000円につきましては、主に、職員採用試験において受験者数の減少等によりまして、問題の印刷とかあるいは会場の借り上げ費用等が少なく済んだことによる執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○田代国広副委員長 次に、監査委員事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○牧野監査委員事務局長 監査委員事務局、牧野です。

監査委員事務局の決算の概要について、資料に基づきまして御説明いたします。

まず、歳入でございますが、資料2ページですけれども、歳入については、該当ございません。

次に、3ページの歳出につきましては、支出済み額が、委員費2,056万円余、それから事務局費1億6,629万円余となっております。内訳は、監査委員、事務局職員の人件費及び事務費でございます。

また、不用額の欄の事務局費383万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

よろしく御審議お願いいたします。

○田代国広副委員長 次に、労働委員会事務

局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○白濱労働委員会事務局長 労働委員会事務局長の白濱でございます。よろしく申し上げます。

決算の概要につきまして、労働委員会事務局分の説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、支出済み額は、1億198万6,000円でございます。内訳は、委員会費が、委員報酬の2,379万円余、事務局費が、事務局職員の人件費及び事務局運営費の7,819万円でございます。

不用額が、346万円余でございますが、内訳は、委員会費が、委員報酬の執行残149万円余、事務局費が、職員給与費及び事務局運営費の執行残197万円でございます。

なお、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田代国広副委員長 次に、議会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○佐藤議会事務局長 議会事務局長、佐藤でございます。

平成25年度歳入歳出決算状況につきまして御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております議会事務局決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

収入済み額は、諸収入が963万円余でございます。これは、政務調査費未使用分の返還

等でございます。なお、不納欠損額及び収入未済額ともございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

議会費全体で支出済み額は、12億5,878万円でございます。不用額は、2,548万円余でございます。

不用額の内訳でございますが、議会費が1,970万円余、事務局費が577万円余でございますが、これは、議員共済会負担金の負担率が下がったことに伴います一般共済費の執行残及び経費節減によるものでございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田代国広副委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 これは全部ですけれども、労働委員会、それから人事委員会、これは、委員さんの数は、何か、国で人口割とか何かいろいろあるでしょうから、委員さんの数は何かそういう基準があつて決まるとるんでしょうね。

○橋本労働委員会事務局審査調整課長 労働委員会事務局の審査調整課長でございます。

労働委員会の場合は、質問の件は15人ですが、労働組合法の規定によって、人口に応じて決められております。全国で、都市部のある県は、東京都ですとか大阪府あたりはもっと多いですが、熊本県は、他の大多数の県と同様で、15人となっております。

○堤泰宏委員 国が決めとるわけですか。定

員という感じですか。

○橋本労働委員会事務局審査調整課長 そうですね。

○吉富人事委員会事務局総務課長 人事委員会のほうも、地方公務員法で定員3名と決められております。地方公務員法のほうで人数を決めておられます。

○堤泰宏委員 地方公務員法で決まるとる、国が決めとつとでしよう、そしたら。人口割とか何か……。

○吉富人事委員会事務局総務課長 人口割——そうですね、同規模程度のところでは3名ということでございます。

○堤泰宏委員 東京都とか太かとは、まだいっぱいおるんでしようからね。
一緒ですか。

○吉富人事委員会事務局総務課長 一緒でございます。

○堤泰宏委員 いやいや、委員さんが少ないほうが費用が要らぬけん、ちゅうか、県で決めてよかなら、結構委員さんも減らすならどぎゃんかなと思って……。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 いろいろ難しい質問じゃけん、ただ聞いてだけです。

○田代国広副委員長 ありませんか。

○溝口幸治委員 確認で聞くだけ。議会費の中で、今政務調査費の返納という説明があつたですけれども、委員会なんかで欠席された

委員の方の旅費とかその辺も、ここに入ってくるということですか。

○佐藤議会事務局長 はい。

○溝口幸治委員 了解です。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。
なければ、これで出納局及び各種委員会等の審査を終了します。

これより午後1時まで休憩します。

午前11時20分休憩

午後0時59分開議

○田代国広副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○松葉健康福祉部長 健康福祉部長の松葉でございます。

田代副委員長を初め委員の皆様には、大変お世話になります。

それでは、着座にて平成25年度の決算概要等につきまして御説明させていただきます。

まず、決算の御説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において御指摘のありました「施策推進上、改善又は検討を要する事項等」のうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は「未収金の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観

点から、さらに徹底した徴収に努めること。特に、悪質な滞納者に対しては、十分な対策を講じ、厳正に対処すること。」でございました。

収入未済の解消につきましては、従来から、各課担当者による収入未済金対策プロジェクト会議を設置し、情報交換等を行うことで各課の取り組みの充実を図ってまいりましたが、さらに、平成22年度からは、関係課長と担当班長で構成する健康福祉部収入未済金対策会議を立ち上げ、年度ごとに部内の統一的な取り組み方針を設定し、共通認識を持って収入未済金発生未然防止と徴収対策強化に取り組んできたところでございます。

平成25年度は、特に、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権といった各債権の分類に応じ、より実効性のある対策の実施などに取り組むことといたしました。

具体的には、債権ごとに滞納の要因を分析し、滞納者を幾つかの分類に分け、できるだけきめ細かに催告等の対応を行ってまいりました。また、徴収実績が高い福祉事務所のノウハウを研修会等を通じて他の福祉事務所でも共有化するなど、本庁、地域振興局及び関係出先機関が組織的、一体的に回収に取り組んでおります。

2点目は「職員の過失割合の高い交通事故が多数発生しており、職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた効果的な交通事故防止対策に努めること。」でございました。

健康福祉部職員の交通事故については、平成25年度19件が発生し、そのうち、過失割合の高い交通事故は8件となっております。また、公務中や通勤時の事故が多く発生しています。

交通安全の指導については、文書や、部課長会議、班長会議等を通じて職員へ注意喚起を行うとともに、交通事故・違反防止研修会を実施し、職員の交通安全に対する意識の高

揚を図っているところです。特に、飲酒運転の撲滅については、各課長等が飲酒運転防止の呼びかけをゴールデンウィークや年末年始の長期休暇前、歓送迎会や忘・新年会等の懇親会の開会時に行い、職員の意識の高揚を図っています。

また、通勤時の交通事故も多いことから、通勤ルートの危険箇所自己点検アンケートを実施し、職員個々に応じた交通事故防止対策にも努めております。

3点目は「介護職員の処遇改善を一層進めるため、引き続き、介護報酬の介護職員処遇改善加算制度が積極的に活用されるよう事業者への周知、広報に努めること。」でございました。

今後、ますます高齢者の増加が見込まれる中、介護職員の果たす役割はさらに重要になっていくものと考えており、介護職員の勤務条件等の処遇改善を進めるために、全ての介護サービス事業者をサービス種別ごとに集めて実施する集団指導において、制度の周知、事務手続の指導等を行っています。

今後も引き続き、集団指導や職員が直接介護サービス事業所等に出向いて行う実地指導、あるいは新規指定・指定更新の諸手続時等、事業者と直接接する機会を捉えて、制度の周知、広報に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部の平成25年度決算概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。一般会計、母子寡婦福祉資金特別会計を合わせまして、収入済み額は299億3,000万円余で、調定額に対する収入率は99.4%となっております。

不納欠損額は832万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は1億6,500万円余で、主なものとしましては、児童保護費負担金4,339万円余、生活保護費返還徴収金4,222万円余、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金4,192

万円余でございます。

次に、歳出でございますが、予算額1,361億6,000万円余に対しまして、支出済み額は1,308億6,200万円余となっております。

翌年度への繰越額は33億9,300万円余で、障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業費等に関するものでございます。

また、不用額は19億400万円余で、主な内容につきましては、扶助費や補助金などの執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田代国広副委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

まず、今年度の定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

続きまして、平成25年度の決算について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、2ページの使用料及び手数料、それから下段の国庫支出金、3ページでございますが、下段の財産収入、4ページ下段の繰入金、それから5ページ下段の繰越金、6ページに諸収入がございまして、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

まず、下段の民生費の中の社会福祉総務費でございますが、支出済み額として7億7,798万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載しておりますが、民生委員の活動

に要する経費、地域の縁がわ彩り事業、地域の結びづくり生き生き事業などでございます。

なお、不用額4,435万円余につきましては、8ページをごらんいただきますと、社会福祉施設等耐震化等特別対策事業がございしますが、この事業におきます補助金の執行残、また、福祉・介護人材緊急確保事業におきます委託料の執行残などでございます。

また、繰越額2億3,350万円余は、社会福祉施設等耐震化等特別対策事業に係るものでございますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、9ページをお願いいたします。

下段の公衆衛生総務費でございしますが、支出済み額として7,603万円余となっております。不用額595万円余は、公衆衛生職員研修事業や国の委託を受けまして実施しております保健統計調査に係る事務費の執行残などでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

上段の保健環境科学研究所費は、宇土市にございます保健環境科学研究所の運営費でございしますが、支出済み額は2億6,473万円余となっております。不用額668万円余につきましては、庁舎管理の委託に係る入札の執行残などでございます。

なお、備考欄には、運営費の額を515万3,000円と記載しておりますが、お配りしております正誤表のとおり、正しくは、5,115万3,000円でございます。おわびして訂正申し上げます。

保健所費でございしますが、県下10カ所の保健所の運営に係る経費でございしますが、支出済み額として16億5,616万円余となっております。不用額1,809万円余は、人件費の執行残及び経費節減等によるものでございます。

次の公衆衛生災害復旧費は、一昨年の熊本広域大水害において被災いたしました阿蘇保健所のエレベーターの復旧に要した経費でございまして、25年度に繰り越して執行したものでございます。不用額544万円余は、入札の執行残でございます。

次に、繰り越し事業について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会附属資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

これは、熊本市にございます児童福祉施設の耐震化等に要する経費につきまして、熊本市に補助を行うものでございますが、施設の改築整備を伴う大規模な工事で、長期の工期を要しまして、年度内の竣工が困難となったために繰り越したものでございます。

なお、本年12月に工事完了の予定となっております。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、今年度の定期監査の結果でございしますが、指摘事項はございません。

次に、25年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料、11ページをごらんください。

11ページ、4段目の食品衛生関係手数料でございします。収入済み額が8,852万円余で、予算に対し、639万円余の増となっております。これは、乳類販売業や総菜製造業などの許可申請件数が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、12ページをごらんください。

1段目の乳肉衛生関係手数料でございします。収入済み額が8,333万円余で、予算に対し、605万円余の減となっております。これは、屠畜検査頭数の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

4段目の結核医療費負担金でございます。収入済み額が1,485万円で、予算に対し、402万円余の減となっております。これは、医療費の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

なお、歳入につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入のいずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

17ページをお願いいたします。

次に、歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、17ページ、3段目の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として10億8,152万円余となっております。主な事業は、健康危機管理推進事業、肝炎対策事業などがございます。

なお、8,798万円余の不用額が生じておりますが、これは、主に、肝炎対策事業のうち、肝炎ウイルス検査や肝炎治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の結核対策費でございます。支出済み額として2,713万円余となっております。なお、697万円余の不用額が生じておりますが、これは、結核患者の発生減少に伴い、医療費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、18ページをごらんください。

1段目の予防費でございます。支出済み額は3億3,690万円余となっております。主な事業は、感染症予防事業費、エイズ予防対策費、新型インフルエンザ対策費などがございます。

なお、877万円余の不用額が生じておりますが、これは、主に市町村からの予防接種救済給付金の申請が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の食品衛生指導費でございますが、支出済み額が3億3,311万円となっております。

主な事業は、食品営業監視事業、BSE食肉検査体制整備事業などがございます。

なお、3,007万円余の不用額が生じておりますが、これは、主にBSE検査に伴う検査器具、消耗品の購入実績の減や各事業の執行残などによるものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

上段の環境整備費でございますが、支出済み額が1億1,204万円余となっております。主な事業は、動物愛護管理事業や動物愛護推進事業などがございます。

なお、191万円余の不用額は、主に、動物愛護推進事業のうち、各地域の動物愛護推進員の委嘱が予定人数を下回ったことに伴う執行残でございます。

健康危機管理課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

まず、今年度の定期監査結果の公表事項でございますが、公表事項はございません。

次に、歳入でございますが、お手元の委員会説明資料の20ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、それから21ページ下段から22ページ上段の国庫支出金及び下段の財産収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、22ページ上段の国庫支出金の災害復旧費国庫補助金につきまして、予算現額に対する収入済み額との差が390万円余ございますが、こちらは、平成24年7月の熊本広域大水害に伴い被災しました老人福祉施設等に対し、施設等の災害復旧に係る費用の一部を補助する事業におきまして、設計変更に伴う計画のおくれによりまして、24年度から25年度に繰り越した件につきまして、災害保険を活用したことにより、執行残が生じたものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

繰入金、繰越金、諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、繰入金の基金繰入金につきましては、予算現額に対する収入済み額との差が、介護職員処遇改善等臨時特例基金で391万円余、介護基盤緊急整備等臨時特例基金で802万円余の差がございますが、こちらは、国の経済危機対策に伴い、平成21年度に創設されました国の交付金を活用した基金事業におきまして、所要見込み額が実績額を下回ったことによるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

雑入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、25ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、民生費、社会福祉費のうち、老人福祉費でございますが、支出済み額としまして13億5,591万円余となっております。

主な事業のうち、決算額が大きなものとしたしまして、26ページをごらんください。

備考欄に記載しております軽費老人ホーム事務費補助事業、軽費老人ホームの設置者が利用者からの利用を減免した場合、その減免した経費に対して補助金を交付する事業でございますが、この事業、さらに、施設開設準備経費助成特別対策事業の、これは特養等の施設開設時から安定した質の高いサービスを提供するための準備経費を助成するものでございますが、これらが大きな事業でございます。

お手数ですが、前のページ、25ページにお戻りください。

老人福祉費で4,985万円余の不用額が生じておりますが、済みません、また、次ページ、26ページをお願いします。備考欄でございますが、これは、先ほど御説明いたしました軽費老人ホーム事務費補助事業におきま

して、所要見込み額の減に伴う執行残による668万円余及び施設開設準備経費助成特別対策事業におきまして執行残があり、390万円余、また、現任介護職員等研修支援事業、これは、介護事業所の職員が研修を受講する際、その代替職員として離職者等を雇用する場合、これを支援する事業で、国の緊急雇用基金事業の一つでございますが、この事業で1,087万円余、この事業と同様の緊急雇用の基金事業であります「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業におきまして2,074万円余の執行残が生じたことが、老人福祉費の不用額の主な理由でございます。

この2つの緊急雇用の基金事業につきましては、国の要綱、要領におきまして、県との契約、約1カ月前に事業者が被用者を確保しておく必要があり、今すぐにも働きたい求職者のニーズと合わず、採択決定後の取り下げがかなり生じたということ、また、雇用したものの、途中で退職したことにより、雇用期間が短くなったことなどによるものでございます。

また、9,360万円の繰り越しが生じておりますが、こちらにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

次に、老人福祉施設費についてでございますが、支出済み額として20億7,500万円余となっております。主な事業といたしまして、介護基盤緊急整備等事業でございます。これは、地域密着型特養や認知症高齢者グループホームなどの整備を行う市町村等に助成を行う事業で、基金事業でございます。

また、4億2,330万円余の繰り越しを生じておりますが、こちら、後ほど、老人福祉費とあわせまして、別冊附属資料で御説明させていただきます。

次に、災害復旧費の民生施設補助災害復旧費についてでございますが、支出済み額として3,600万円余となっております。これは、平成24年7月の熊本広域大水害で被災しまし

た施設の災害復旧に係る費用の一部を補助する災害復旧事業のうち、24年度から25年度への繰り越し分でございます。

なお、585万円余の不用額が生じておりますが、これは、災害保険活用による交付額の減に伴う執行残でございます。

別冊附属資料のほう、2ページをお願いいたします。

まず、説明の都合上、3ページから4ページにかけての介護基盤緊急整備等事業から先に御説明いたします。

3ページから4ページにかけて記載しております介護基盤緊急整備等事業につきましては、平成26年度へ合計6件、4億2,330万円余の繰り越しを行っております。これは、繰り越し理由欄記載のとおり、開発許可や建築確認等の諸手続に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

なお、4ページの下段の事業につきましては、繰り越し理由欄に記載しておりますとおり、補助先において自己資金調達ができなくなったため、交付申請が取り下げられたものでございます。

お手数ですが、2ページにお戻りください。

施設開設準備経費助成特別対策事業につきまして、計5件、9,360万円の繰り越しを行っております。これは、先ほど御説明いたしました施設整備が当初計画よりおくれたことにより、施設の開設期につきましても同様におくれが生じ、開設前6カ月以内の準備経費を助成するこの事業につきましても、繰り越しを行ったものでございます。

なお、資料中に現在の進捗状況を記載しておりますが、本年9月1日現在の状況でございます。先ほど御説明いたしました4ページ、下段の交付申請が取り下げられた1件を除きまして、全ての事業で4月以降順次竣工しております。11月1日現在、全ての事業所で開設済みとなっております。

高齢者支援課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課の池田でございます。

まず、今年度の定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

次に、決算について御説明いたします。

まず、歳入について、説明資料の27ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、次の28ページですが、繰入金、諸収入でございますけれども、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、お断り申し上げまして、28ページの一番上の欄の備考欄の説明でございますけれども、お手元に配付いたしております正誤表のとおり訂正いたします。

それでは次に、歳出について、29ページをお願いいたします。

民生費の老人福祉費でございます。

支出済み額は231億6,147万円余となっております。

主な事業といたしましては、備考欄の事業の概要の上から2番目、3番目の介護保険運営に係る県の法定負担金等を市町村へ交付いたします介護給付費県負担金交付事業、地域支援事業交付金交付事業、その4つ下、6番目ですが、予想を上回る介護給付費の伸び等により市町村に財政不足が生じた場合に貸し付けなどを行います介護保険財政安定化基金運営事業、一番下になりますけれども、県民の方々が身近な医療機関で認知症についての相談受診ができるよう認知症診療体制の充実強化を図ります認知症診療・相談体制強化事業、30ページに移りまして、一番上、認知症専門医や専門知識を持つコメディカルを養成することによりまして、認知症疾患医療センターの機能強化を図ります「熊本モデル」認

知症疾患医療機能強化事業、下から6番目の在宅療養を支援する関係機関の連携強化を図ります訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業などがございます。

29ページにお戻りいただきまして、6,380万円余の不用額が生じております。これは、備考欄の事業概要の上から3番目の地域支援事業交付金交付事業において、市町村の事業実績が見込み額を下回ったことによる1,865万円余、それから次の30ページの下から6番目の訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業において、嘱託職員の応募がなく、任用開始が年度中途になったことなどによります602万円余が主なものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課の吉田でございます。

まず、定期監査の結果について、公表指摘事項として、国庫支出金の収入未済について、1件ございます。

受託のほうから御説明いたします。

指摘の内容につきましては、お手元の資料にありますように、国庫委託金911万9,181円の収入未済を速やかに解消するとともに、国費受け入れの事務処理誤りの原因を検証の上、具体的な再発防止策に取り組むということでございます。

本件事案につきましては、国の法定受託事務として行っている恩給や特別給付金等の事務を行うため、非常勤職員、相談員の謝金やシステムのリース料、職員の旅費等を支出していましたが、その財源としての国庫委託金について、厚生労働省への請求漏れにより、収入未済が発生したものでございます。これは国費収入に係る初歩的なミスから生じたもので、大変申しわけなく思っております。

収入未済については、発生直後から厚生労働省と協議し、10月31日に収入済みとなっておりますが、今後このようなことが二度と起こらないよう、平成26年度から、国庫委託金の交付決定後速やかに概算払い請求を行いますとともに、国費の請求漏れ、収入漏れがないよう組織的にチェックを徹底し、処理することといたします。

続きまして、平成25年度の決算について御説明いたします。

説明資料の32ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

32ページの使用料及び手数料から33ページの国庫支出金のうち、国庫負担金、国庫補助金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

34ページ、3段目ほどの国庫委託金中、旧軍関係調査事務等委託金から抑留死亡者遺骨伝達事務委託金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国への請求漏れが生じた分でございます。

35ページの財産収入繰入金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

36ページ、3段目の諸収入、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金につきましては、14万3,000円の収入未済額があります。これについては、後ほど附属資料にて説明させていただきますと思います。

また、同ページ、最終段の各種団体精算返納金について、予算現額と収入済み額との比較が277万円余となっておりますけれども、これは、備考欄に記載してありますとおり、熊本県自立支援プログラム策定実施推進事業の事業委託先団体からの返納金でございます。

37ページをお願いいたします。

生活保護費返還徴収金と雑入と過年度収入の年度後返納について、それぞれ4,222万円、2,000円、42万円の収入未済額があります。これらにつきましては、後ほど附属資料

にて説明させていただきたいと存じます。

次に、歳出についてです。38ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

1段目から、民生費において、社会福祉総務費及び遺家族等援護費について、それぞれ不用額がございますが、これらは、各事業の執行残でございます。

39ページをお願いします。

生活保護費でございますが、2段目の生活保護総務費不用額の1億9,411万円余につきましては、緊急雇用創出基金市町村補助金による市町村からの申請額が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

40ページをお願いします。

上段の扶助費は、生活保護費です。不用額9,356万円余は、所要額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

歳入歳出決算の状況は以上でございます。

続きまして、附属資料の14ページをお願いいたします。

収入未済の状況とその対策について御説明いたします。

1、平成25年度歳入決算の状況ですが、上段の国庫支出金、国庫委託金の旧軍関係調査事務等委託金から抑留死亡者遺骨伝達事務委託金につきましては、先ほど申し上げたものでございます。

下段の諸収入、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金につきましては14万3,000円、次ページ、中段の雑入で2,000円の収入未済額が生じております。これは、生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸し付けに係る償還金が、卒業後継続した就労につながらないため償還が滞っているものでございます。

また、15ページ、上段の生活保護費返還徴収金と下段の年度後返納とで、合わせて4,264万円余の収入未済額が生じております。

生活保護費返還徴収金につきましては、2種類ございます。1つは、被保護者に資力、

資産があるにもかかわらず、実際に収入が入るまでに時間がかかるなど、緊急やむを得ない場合に保護費を支給した場合、これを返還させるものでございます、1つは。もう一つは、就労等に伴い収入を得たにもかかわらず、申告を行わず、保護費を不正に受給した場合などに不正受給分を返還させるものでございます。

また、下段の年度後返納とは、過払い金が発生した場合にこれを返納させるものです。

いずれも債務者が生活保護受給中であつたり、生活困窮の状況にあつたりすることなどから返還が滞っているものでございます。

16ページをお願いします。

2、収入未済額の過去3カ年の推移のうち、生活保護費返還徴収金の動向につきましては、年々増加傾向を示しておりますが、これは、平成20年秋のリーマン・ショック以降、近年の大幅な被保護世帯数の増加や課税調査の徹底などに伴い、生活保護費返還徴収金の調定額自体が押し上げられている傾向にあり、徴収努力の取り組みを行っているにもかかわらず、平成25年度におきましては、前年度に比べ増加となっているものでございます。

17ページにつきましては、差しかえ分をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんください。

平成25年度収入未済額の状況でございます。

下から5段目の生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金につきましては、債務者は3人で、学校卒業後就職したものの、退職し、生活困窮により未納となっているものでございます。

次に、その下段の生活保護費返還徴収金と年度後返納金につきましては、あわせて御説明いたします。

まず、定期的に分割納付が行われているケースが58件で、全体の約60%を占めておりま

す。そのほか、ここに区分されている生活困窮とは、現在は生活保護を受給していないものの、各福祉事務所の調査により、未納の主な原因が生活困窮にあると判断されているケースでございます。所在不明は、現在の居場所がわからないケースでございます。非協力的は、福祉事務所職員との面談を避ける、粗暴な対応が常態化しているケースや分納による納付に応じない、または分納に応じても実際には納付しないケースといったものでございます。債務の否認は、本人が債務の存在そのものを認めていないケースでございます。その他は、本人が収監中、または、本人が死亡し、相続人からの徴収が困難なケースなどでございます。

また、18ページをごらんください。

収入未済の状況を踏まえての平成25年度の未収金対策についてでございますが、債権管理の強化につきましては、県や健康福祉部の未収金対策にのっとり債権管理を行っております。福祉事務所への指導の徹底につきましては、課独自の取り組みを記載しております。

丸の3つ目ですが、新しい取り組みとしまして、平成25年8月に、各福祉事務所の生活保護業務のかなめとなる班長職員を集めて、未収金対策会議を開催いたしました。困難な状況の中でも特に徴収成果が上がっている福祉事務所の取り組みを発表していただき、意見交換を行う場を設け、債権圧縮に向けた取り組みについて、課題の共有を図ったところでございます。

あわせて、丸の4つ目でございますが、これは毎年実施しております、平成25年9月に県の全福祉事務所を対象に未収金に関するヒアリングを実施し、未収金案件全件について個別具体的に問題点を洗い出し、今後の対応策についての助言、指導を行うとともに、債権発生防止、発生時の早期対応等について、重ねてお願いをしたところでござい

す。

こうした取り組みにより、平成24年度までの未納76件中17件が完納となり、31件が分納となっております。また、平成25年度発生分につきましても、未納39件中7割の27件が分納中となっております。

未収金の増加は生活保護制度の信頼性にかかわる問題であるという認識のもと、ことし7月からの法改正に基づく取り組み、例えば、不正受給に係る保護費との相殺とか滞納処分といった新たな取り組みも取り入れながら、今後とも、収入未済の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、進学応援資金貸付金につきましては、担当のケースワーカーと連携して取り組んでおり、3名中1名が24年度分の償還を完了しております、引き続き未償還の方への訪問等により解消に取り組んでまいります。

最後に、38ページをお願いいたします。

平成25年度県有財産処分一覧表でございます。

援護住宅山の上団地の建てかえに伴いまして、建物を用途廃止の上、解体したものでございます。建てかえに伴う余剰地につきましては、一般競争入札による売却の公告中でありまして、入札につきましては、12月10日に管財課において実施することとなっております。

長くなりましたが、社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福田子ども未来課長 子ども未来課の福田でございます。

まず、定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

次に、25年度決算について御説明いたします。

説明資料にお戻りいただきまして、41ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明いたします。

分担金、負担金につきまして、上から3段目の未熟児養育費負担金です。これは、未熟児養育医療に伴い、保護者から徴収する負担金でございますが、収入未済がありますので、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

その下の使用料、手数料に不納欠損、収入未済はございません。

42ページをお願いいたします。

3段目からが国庫支出金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

42ページ、一番下の母子衛生費負担金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で548万円余が減額となっております。これは、未熟児養育医療費の所要額が見込みより少なかったことによるものでございます。

補足させていただきますと、この未熟児養育医療費の支払い事務は、平成25年度の医療機関受診分から市町村に事務移譲されまして、国庫負担金は直接市町村に支出されることになりました。しかしながら、平成24年度医療機関受診分の医療費につきまして、25年度に請求があった場合につきましては、国庫補助金を県で受け入れる必要がありまして、予算不足が発生しないよう多目に予算計上していたものでございます。

次に、43ページの上から4段目の児童福祉施設整備費補助の159万円余の減でございます。これは、放課後児童クラブ施設整備事業におきます市町村の入札残に伴うものでございます。

次に、その2つ下の特別保育事業費補助の806万円余の減額につきましては、延長保育などの特別保育総合推進事業におきまして、市町村の所要額が見込みより下回ったものに伴うものでございます。

その下の地域少子化対策強化交付金は、国の補正予算に伴うもので、県では2月補正予算で計上し、3月末に国の交付決定があった

ものでございますが、国からの交付が本年度となったことから、25年度の収入がゼロとなっているものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

上から2段目の小児慢性特定疾患治療費補助の632万円余の減につきましては、小児慢性特定疾患治療研究事業における所要額が見込みより少なかったことによるものです。

次に、4段目の財産収入、それからその下の繰入金、それから45ページの繰越金及び諸収入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

なお、45ページの一番上の安心こども基金繰入金につきまして、1億8,808万円余が減となっておりますが、これは、保育所等緊急整備事業などの安心こども基金を活用した事業の所要額が見込みより少なかったことに伴う基金繰り入れの減でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

歳出について主なものを御説明いたします。

1ページ飛びまして、47ページでございますが、1段目の児童福祉総務費でございます。不用額が1億2,290万円余生じておりますが、これは、待機児童解消加速化プラン事業費補助におきます施設改修費などの実績額が見込みより少なかったことなどによる執行残でございます。

なお、翌年度繰越額3億9,500万円余につきましては、後ほど別冊附属資料で御説明します。

次の段の児童措置費の不用額1,757万円余は、市町村の保育所運営費が当初見込みより少なかったことによる県負担金の執行残でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

児童福祉施設費でございます。不用額5,095万円につきましては、保育所等緊急整備事業や病児・病後児保育総合推進事業における実績額が見込みを下回ったことによる執行残

でございます。

なお、翌年度繰越額3億2,600万円余につきまして、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

次に、49ページの公衆衛生総務費でございます。不用額7,400万円余でございますが、これは、不妊対策事業や乳幼児医療費に係る市町村への補助におきまして、実績額が見込みより少なかったことなどによる執行残でございます。

歳入歳出は以上でございます。

それでは、別冊附属資料をお願いいたします。5ページでございます。別冊の5ページをお願いいたします。

まず、繰り越し事業について御説明いたします。

最上段の子ども・子育て新制度電子システム構築事業費でございます。これは、来年4月に施行されます子ども・子育て支援新制度の運営や管理のための全国共通のシステム構築に関するものです。国の仕様書の決定がくれたことなどから、全ての市町村が繰り越しを行っております。現在準備が進んでおりまして、年内をめどに整備が完了する予定でございます。

次に、2段目の地域少子化対策強化交付金事業費は、国の補正予算で計上されまして、年度末ぎりぎりに交付決定があったものでございます。事業期間の不足から繰り越しを行っておりますが、今年度に入って事業に着手しておりまして、年度末にかけて事業を実施してまいります。

次に、3段目以降、6ページにかけまして、保育所等緊急整備事業費で年度内に工事が完了しなかった7件を繰り越しております。うち、5件は既に完成し、運営を行っているところでございます。

5ページの一番下の保育園、それから6ページの一番上の保育園につきましては、25年度の補助予算枠に余裕が生じたために追加募

集を行って、年度末に交付決定を行ったものでございます。事業期間が不足したために繰り越しましたが、現在工事に着手しておりまして、年内完成をめどに整備が進められております。

なお、最後の清水保育園のところで、繰り越し理由のところで、資材や労務者の不足という表現をしておりましたが、正確には、この事業は屋根に太陽光発電を設置する事業もあわせて行っておりまして、この資材でございます太陽光パネルの納入が予定よりもおくれたために繰り越したものでございます。表現がやや正確性を欠いておりました。申しわけございません。

次に、19ページをお願いいたします。

収入未済についてでございます。未熟児養育費に係る保護者負担金に係る収入未済です。

1の平成25年度歳入決算の状況でございますが、収入未済額が53万7,000円となっております。

次に、2の収入未済額の推移ですが、平成24年度から25年度にかけては、収入未済額が6万8,000円の減額となっております。

次に、3の収入未済額の状況ですが、債務者数は31名でございまして、内訳といたしましては、分割納付中が7名で全体の22%、生活困窮が8名で全体の26%、そして分納の申し出がありましたけれども履行されていない、あるいは電話や文書への応答がないといった非協力的なものが16名で全体の52%となっております。

次に、4の未収金対策でございます。

事業の状況に記載しておりますように、平成25年度の受診分から市町村に移譲されております。現在分納を行っているものにつきましては、納付状況を確認し、滞る場合は電話催告を行っております。また、それ以外の滞納者につきましては、文書、電話、訪問による催告を行っているところでございます。滞

納者の状況に応じまして、分納による納付指導などによりまして、昨年度は1件ではございますが、分納誓約書の徴取に結びついたところでございます。

子ども未来課は以上でございます。

御審議、よろしくお願ひいたします。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

まず、定期監査の結果ですが、公表事項はありません。

それでは、決算について御説明いたします。

説明資料の50ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、一番上の児童保護費負担金ですが、これは、児童養護施設等への入所措置に伴い、保護者から負担いただくものです。不納欠損や収入未済については、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

次の使用料及び手数料、国庫支出金、それから、次のページ、51ページの下から2つ目の財産収入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

なお、50ページにお戻りいただきまして、下から4段目の児童措置費負担金に予算現額と収入済み額との比較で1,482万円余が減額となっておりますが、これは、養護施設等への入所措置児童数が見込みよりも少なかったことによるものです。

52ページをお願いいたします。

一番下の年度後返納は、主にひとり親家庭等に支給する児童扶養手当の過年度分の返納金等です。不納欠損、収入未済がありますので、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

歳入については以上でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

53ページをお願いいたします。

まず、下から2段目の社会福祉施設費です。

主な事業は、備考欄に記載のとおりですが、不用額は、女性一時保護管理運営費の実績額が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

54ページをお願いいたします。

上段の児童福祉総務費です。

主な事業は、備考欄に記載のとおりですが、不用額は、児童虐待防止に係る子育て支援交付金からの移行事業、これは、もともと国から市町村に直接交付される交付金事業であったものが、昨年度に安心こども基金を活用した県から市町村への補助事業へと仕組みが変わったものですが、この事業の市町村所要額の実績見込みが少なかったことなどによるものです。

次に、児童措置費です。

主な事業は、備考欄に記載のとおりですが、不用額は、児童手当市町村交付金の実績額が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

次に、55ページをごらんください。

上段の母子福祉費です。

主な事業は、備考欄に記載のとおりですが、不用額は、ひとり親家庭等応援事業、これは、安心こども基金を活用して、ひとり親の就業支援や子供の学習支援など、ひとり親家庭を総合的に支援する事業ですが、この事業の実績額が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

次に、児童福祉施設費です。

主な事業は、備考欄に記載のとおりですが、不用額は、虐待から子供を守るための緊急対策事業の実績額が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

56ページをお願いいたします。

これは、当課で所管しております母子寡婦福祉資金特別会計の歳入でございます。

中段の貸付金償還元金と次のページ、57ペ

ージの上段の年度後返納について、収入未済等がありますので、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

歳出です。

不用額は、貸し付け実績が見込みよりも少なかったことによるものです。

それでは、別冊の附属資料に移らせていただきます。

附属資料の20ページをお願いいたします。

児童保護費負担金の収入未済でございます。

まず、1の平成25年度の状況につきましては、不納欠損額が695万円余、収入未済額が3,845万円余となっております。

児童保護費負担金は、保護者の所得に応じて負担いただく仕組みとなっておりますけれども、全体的に所得が低い世帯が多いこと、また、虐待やネグレクトなどを認めない親からの徴収が困難なことなどにより収入未済となっているものです。

次に、2の収入未済額の推移ですが、平成24年度、25年度と減少してきております。

次に、3の収入未済額の状況ですが、債務者数は234名となっております。そのうち、分割納入中が42名で全体の18%、生活困窮により納付していない者が99名で全体の42%となっております。また、虐待を認めないことなどにより債務を否認している者が10名、納付に非協力的な者が22名となっており、この2つを合わせると、納付意識が非常に低いケースが全体の14%となっております。

21ページをお願いします。

未収金対策でございます。

徴収体制の強化として、平成23年度から福祉総合相談所に正職員1名を増員配置するなど、体制を強化してきましたが、これに加えて、負担金納入義務者である保護者と直接接する機会が多いケースワーカーも一体となって、未収金対策に取り組んでいくこととし

ました。

また、1つ飛びますが、滞納処分として、この負担金は強制徴収公債権であり、県税と同じく裁判の経路を経ずに差し押さえなどの強制徴収ができる債権であることから、滞納者について、県内金融機関を対象に預金調査を実施するとともに、滞納額が高額で交渉に応じない者について、順次差し押さえ予告書を送付しました。結果として、滞納処分は実施しておりませんが、差し押さえ予告書送付者64名中27名が分納開始につながっております。

さらに、未然防止対策につきましても、保護者への意識づけとして、施設等への入所時にこの負担金の制度趣旨を保護者に十分に説明し、理解を得るとともに、口座振替手続を積極的に指導するなどを行っております。

なお、本年度につきましても、徴収担当者だけじゃなく、保護者と直接接するケースワーカーもより一体となって、組織的に未収金対策に取り組んでいくこととしております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

ひとり親家庭等に支給されます児童扶養手当の返納金の収入未済でございます。これは、婚姻や年金受給などにより、児童扶養手当を受ける資格を失った後にも引き続き手当を受給していたこと、いわゆる過払いにより生じるものであり、不納欠損が4万円余、収入未済額が2,335万円余となっております。

2の収入未済額の推移ですが、平成24年度、25年度と減少してきております。

3の収入未済額の状況ですが、債務者は79名となっております。その内訳ですが、最も多いのが分割納入中で36名となっており、債務者の約50%程度となっております。そのほか、生活困窮により納付していない者が27名、納付に非協力的な者が15名となっております。

23ページをお願いします。

4の未収金対策ですが、昨年度未収金対策の推進に係る取り組み方針を策定し、地域振興局福祉課長会議におきまして、未収金額に対する危機感の共有、前年度の未収金額よりも減少させるという目標の徹底、本庁、出先機関が一体となった取り組みの推進について確認を行いました。

未然防止対策としては、最も大きい発生原因となっている年金受給について、一昨年度末から年金事務所への一斉照会を試行的に実施していましたが、年金事務所と調整を行い、25年度から本格実施するなどの取り組みを開始しました。

また、債権管理・徴収活動対策としては、取り組み方針に基づき、債務者を徴収の困難性により4分類に分け、それぞれの分類に応じて催告、訪問等を実施するなど、効率的な管理・徴収活動へと見直しを図りました。さらに、この4分類ごとの徴収活動実績について、毎月、地域振興局からの報告を義務づけ、本庁で評価し、評価結果を全地域振興局にフィードバックすることで徴収意欲を高める取り組みも開始しました。

このほか、住民基本台帳ネットワークシステムの活用や当課に配置しております債権管理回収員による地域振興局への徴収支援などの取り組みも行いました。

なお、本年度につきましても、前年度の未収金よりも減少させるという目標を達成するため、引き続き、本庁、出先一体となって、取り組み方針に基づく各種取り組みの定着と徹底を図っていくこととしております。

次に、24ページをお願いいたします。

母子家庭等に対し、学校の入学金や授業料、生活資金などを貸し付ける母子寡婦福祉資金貸付金の償還金に関するもので、不納欠損が85万円余、収入未済額は4,192万円余となっております。下段の年度後返納は、学校を中退した場合など、借り主の都合により貸

し付け期間中に貸し付けをやめる場合に発生するものであり、収入未済額は92万円余となっております。

次に、収入未済額の推移ですが、23年度から増加傾向にあり、25年度は、24年度に比べて5万円余増加しております。これは、所得が低い母子家庭に対する貸付金ということで、債務者の収入が低いことに加え、過去に貸付額自体が増加した時期があり、この返済分が24年度、25年度にちょうど返済時期を迎えたことが影響しているものと考えております。25年度の調定額が1億1,598万円余と、これは前年度に比べまして約400万円増加しており、危機感を持って対策を講じております。

次に、3の収入未済額の状況ですが、債務者は235名であり、約60%の143名が分割納入中ということで償還を続けております。また、生活困窮により償還が滞っている債務者が46名、また、所在不明や納付に非協力的な債務者が合わせて20名となっております。

25ページをお願いします。

4の未収金対策です。

この貸付金につきましても昨年度に取り組み方針を策定しまして、地域振興局の福祉課長会議におきまして、危機感の共有、前年度の未収金額よりも減少させるという目標の徹底、本庁、出先一体となった取り組みの推進について確認を行いました。

また、未然防止対策として、取り組み方針に基づき、貸し付け相談時の借入金の精査、償還意思、能力確認の徹底、償還開始予定者への償還指導の徹底を図りました。

債権管理・徴収活動対策としては、先ほどの児童扶養手当返納金と同様に、取り組み方針に基づき、債務者を徴収の困難性により4分類に分け、それぞれの分類に応じて催告、訪問等を実施するなど、記載のと通りの取り組みを進めました。

なお、本年度につきましても、前年度の未

収金額よりも減少させるという目標を徹底するため、引き続き、本庁、出先一体となって、取り組み方針に基づく各種取り組みの定着と徹底を図っていくこととしております。

次に、不納欠損処分について御説明いたします。

33ページ、お願いいたします。33ページでございます。

備考欄に記載のとおり、児童保護費負担金について、債務者の行方不明や債務者の死亡に伴う相続人の不存在等により、時効中断の措置がとれずに債権が消滅した1,208件、695万円余を不納欠損処分としております。

次に、34ページをお願いいたします。

備考欄に記載のとおり、児童扶養手当の過年度分返納金について、債務者の面会拒否により時効中断の措置がとれずに債権が消滅した1件、4万円余を不納欠損処分としております。

最後に、35ページをお願いいたします。

備考欄に記載のとおり、母子寡婦福祉資金貸付金償還元金について、貸し付けの相手方及び連帯保証人の破産等により回収の見込みがなくなった138件、85万円余につきまして、本年の2月議会におきまして権利の放棄に係る議決をいただき、不納欠損処分としております。

子ども家庭福祉課は以上です。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松永障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、平成25年度の決算の説明をさせていただきます。

まず、歳入について御説明をいたします。

お手元の説明資料の59ページをお願いいたします。

分担金及び負担金についてですが、不納欠

損額が47万3,000円、収入未済額が総額で498万5,000円でございます。これにつきましては、別冊附属資料で後ほど御説明いたします。

次に、使用料、手数料でございます。

59ページの下から2段目をごらんください。

不納欠損額はございませんが、収入未済額が、合わせて12万9,000円でございます。こちらにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、61ページの中段から63ページの上段にかけては、国庫支出金でございます。さらに、同じ63ページの中ほどが財産収入、最下段が繰入金で、次の64ページの中段が繰越金でございます。いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、64ページの中段をお願いいたします。

諸収入につきましては、収入未済額が14万円でございます。こちらにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、歳出についてでございますが、主なものについて御説明いたします。

66ページをお願いいたします。

まず、最下段の障害者福祉費において、不用額が1億8,402万円生じております。不用額を生じた主な理由といたしまして、備考欄に2点お示しをしております。1点目は、重度心身障がい者医療費助成事業及び精神通院医療費の助成実績が所要見込み額を下回ったこと、また、2点目は、障がい者福祉施設整備費及び障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業における事業実績が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、67ページの最下段の児童措置費でございますが、9,405万3,000円の不用額が生じております。これは、主に障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業におきまして、児童措置等の実績が所要見込みを下回ったこ

とによるものでございます。

続きまして、68ページの児童福祉施設費でございしますが、3,686万9,000円の不用額が生じております。これは、主にこども総合療育センターの非常勤職員の報酬額等の実績が所見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

精神保健費でございしますが、3,688万2,000円の不用額が生じております。これは、主に精神保健医療費等の対象となる措置入院の延べ日数の実績が当初見込みの年間延べ日数を700日以上下回ります9,963日となったこと及び地域自殺対策緊急強化基金を原資とします各自殺対策事業の執行残によるものでございます。

次に、附属資料のほうで説明をさせていただきます。附属資料の7ページをお願いいたします。

繰り越し事業について御説明をいたします。

まず、7ページから9ページの1段目までですが、障がい者福祉施設整備費において、11件、合計で2億8,400万円余の繰り越しを行っております。これは、いずれも国の補正予算経済対策分によりまして2月議会で予算化した事業でございまして、必要な施工期間が確保できずに繰り越しとなったものでございます。

次に、9ページの2段目からですが、障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業におきまして、4件、合計で8億1,200万円余の繰り越しを行っております。うち、最初の事業はスプリンクラー事業に係るものでして、工程上、施設本体の改修工事が終わった後に当該設備工事を行う必要があったために、年度内に完成ができなかったものでございます。また、ほかの3件は、いずれも耐震化対策に係る老朽改築工事でございますが、大規模な工事であり、長期の工期を要したために、年度

内に完成することができなかったものでございます。

障がい者支援課に係る繰り越し事業は、以上の15件、10億9,700万円余でございます。

次に、収入未済について御説明をいたします。同じく附属資料の26ページをお願いいたします。

まず、児童保護費負担金につきましては、平成25年度は、現年度分、過年度分合わせまして、494万5,000円の収入未済額が発生しております。これは、障害児施設への入所措置に伴う扶養義務者負担金として、債務者の生活困窮等のために納入がなされていないものです。先ほど、子ども家庭福祉課のほうから説明もありましたとおりに、平成23年度から総合相談所の徴収を強化し、全滞納者を対象に財産調査を実施した上で、滞納処分や頻繁な催告等、徴収促進に努めております。

次に、27ページをお願いいたします。

こども総合療育センター負担金の未収金が、過年度分で4万円でございます。これは、センターへの入所措置に伴う扶養義務者負担金として、前年度の額より大きく減少しておりますが、平成25年度末の債務者2人のうち、1人は分割納付中として、他の1人につきましては、生活困窮等のために納入がなされていないため、引き続き、催告等を行った上で、未収金の解消に努めているところでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

こども総合療育センター使用料の未収金が、現年度分、過年度分合わせまして、12万7,000円でございます。これは、契約による入所、通園及び外来受診にかかります本人負担分でございます。主として、利用者の生活困窮などにより未収金となったものでございます。これにつきましては、債務者5人のうち、2人、1万2,000円につきましては、現時点で既に完納されており、残る3人につきましては、分納誓約書を徴した上で分割納付

中でありまして、納付が滞るような場合は随時催告等を行い、未収金の解消に努めております。

次に、29ページをお願いいたします。

社会福祉法人非課税証明書交付手数料のうち、こども総合療育センターにおきます診断書の交付手数料につきましては、現年度分で1件、2,000円が未収となっております。これは、先ほどのこども総合療育センター使用料の債務者が外来を受診した際にあわせて生じたものでございますが、現時点では、センター使用料と合わせて、既に完納されております。

次に、30ページをお願いいたします。

こども総合療育センターに係る雑入の未収金が、前年度分で3万円ございます。内容は、入所児童に付き添う保護者の食費の債務者が1人、通所児の食費の債務者が1人で、いずれも先ほどのこども総合療育センター使用料の債務者と重なっております。これにつきましても、2人とも分納誓約書を徴した上で分割納付中でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

年度後返納による未収金が10万9,000円ございますが、内容は、過年度分の心身障害者扶養共済過払年金でございます。債務者は2人で、いずれも分納誓約書を徴した上で分割納付中であり、納付が滞るような場合は随時催告等を行い、未収金の解消に努めております。

収入未済については以上でございます。

次に、不納欠損について御説明をさせていただきます。

同じく附属資料の36ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損が合計で103件、額にして41万7,000円生じております。これは、債務者の行方不明等により時効中断の措置がとれず、時効により債権が消滅したものについて、不納欠損処理を行ったも

のでございます。

次に、37ページをごらんください。

こども総合療育センター負担金に係る不納欠損が合計で9件、額にして5万6,000円生じております。これは、債務者の行方不明等により時効中断の措置がとれず、時効により債権が消滅したものについて、不納欠損処理を行ったものでございます。

次に、未登記について御説明をいたします。

39ページをお願いいたします。

未登記となっておりますのは、合志市所在の旧肥後学園敷地の一部でございます。昭和14年から15年にかけて県が種畜場用地として取得し、昭和24年に肥後学園の用地として所管がえを行ったものでございます。現在、未登記用地は、残り2筆でございまして、うち、1筆、現況地積約6.6ヘクタールにつきましては、未登記であった共有持ち分について、時効の援用による県の取得が昨年12月の熊本地裁の確定判決により認められましたために、現在所有権移転登記の手続を進めており、年度内には完了の予定でございます。

もう1筆の現況は、進入路となっている部分の一部、158平米につきましては、任意の承諾による所有権移転に向けて交渉を引き続き行っております。

今後とも未登記の解消に向けて取り組んでまいります。

以上で障がい者支援課の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○立川医療政策課長 医療政策課です。

まず、監査結果でございますが、お手元の監査結果指摘事項の(2)をごらんください。

当課では、医務関係手数料の誤徴収について指摘を受けております。

概要は、病院等の構造設備の使用前検査に係る手数料について、6保健所において、健

康福祉部長通知の適用を誤った結果、過去5年間の徴収分のうち、34件、57万2,500円を誤徴収していただきました。

関係の医療機関の皆様にご迷惑をおかけし、大変申しわけありませんでした。

また、委員の皆様方にも御心配をおかけし、大変申しわけございませんでした。

判明後直ちに、再発防止策として、保健所担当者にとってわかりやすいマニュアルと組織的なチェックを行うためのリストを整備いたしました。

さらに、適正な事務処理を徹底するため、保健所担当者対象の研修会を開催いたしました。

なお、関係医療機関へは説明を行った上で、7月末までに誤徴収分の還付を完了しております。

今後、本庁と保健所と一体となって、適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

それでは、説明資料の70ページをお願いいたします。

歳入について主なものを説明させていただきます。

使用料及び手数料及び国庫支出金については、不納欠損額、収入未済額はございません。

72ページをお願いいたします。

上から3段目、医療施設等施設整備費補助で、予算現額と収入済み額に3億7,983万7,000円の差がありますのは、国の経済対策による事業として平成26年2月補正予算で計上いたしました医療施設耐震整備事業と医療施設消火設備整備事業について、国の交付決定が26年度に繰り越されたため、未収入となったものでございます。

73ページの財産収入、次の74ページの繰入金及び繰越金については、不納欠損額、収入未済額はありませぬ。

繰入金の医療施設耐震化臨時特例基金繰入

金で、予算現額と収入済み額に1,283万円の差がありますのは、主に補助事業者における入札不調のため、平成25年度に予定していた工事着手が26年度におくれることとなり、実績が見込みを下回ったため等により、繰入金も減ったものでございます。

次に、地域医療再生基金繰入金です。予算現額と収入済み額に1億1,247万8,000円の差がありますのは、設備整備の入札残と地域医療再生基金活用事業の実績が見込みを下回ったため、繰入金も減ったものでございます。

75ページをお願いいたします。

諸収入です。

2段目の各種団体精算返納金で、予算現額と収入済み額に3,331万円の差がありますのは、補助金の交付確定に伴う精算返納金が見込みを上回ったためです。

3段目の看護師等修学資金貸付金償還金で266万1,000円の収入未済額があります。詳細につきましては、後ほど別冊附属資料で説明いたします。

続きまして、歳出について主なものを説明させていただきます。

76ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費についてですが、主な事業として、医師確保総合対策事業、医療施設耐震化整備事業等がございます。

不用額が1億3,690万5,000円生じておりますのは、医療施設耐震化整備事業の補助事業者の事業着手おくれによる執行残等によるものでございます。

77ページをお願いいたします。

最下段の医務費についてですが、主な事業として、へき地医療施設運営費やへき地医療施設・設備整備費補助等を実施しております。

不用額が618万円生じておりますのは、へき地医療施設運営費におけるへき地医療支援機構活動経費の節減による執行残等によるものでございます。

78ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費についてですが、主な事業として、看護師養成所等への運営費補助、看護師等養成所施設・設備整備事業等がございます。

不用額が1,850万3,000円生じておりますのは、看護職員確保総合推進事業における病院内保育所運営費補助の実績減等によるものでございます。

次に、繰り越し事業について御説明いたします。

附属資料の10ページをお願いいたします。

阿蘇医療圏二次救急医療機能整備事業とヘリ救急医療搬送体制整備事業は、阿蘇医療センターが行う施設設備整備に対する助成です。躯体工事の遅延等により平成25年度内完了が困難なため、4億3,255万2,000円と1,890万円をそれぞれ繰り越したものです。

平成26年7月に事業を完了しております。

医療施設耐震整備事業は国の経済対策による事業で、平成26年2月補正予算で計上いたしましたが、国の内示が26年度になるため、繰り越したものでございます。

11ページと12ページをお願いいたします。

医療施設消火設備整備事業も国の経済対策による事業で、平成26年2月補正予算で計上いたしましたが、国の内示が26年度になるため、19診療所分の全額、3億3,455万9,000円を繰り越したものでございます。

次に、収入未済について御説明いたします。32ページをお願いいたします。

看護師等修学資金貸付金償還金について、10人分の266万1,000円の収入未済額がございます。看護学生に貸与した修学資金は、卒業後、県内の200床未満の病院や診療所等において、5年間継続して看護業務に従事した場合は、返還が免除されますが、免許が取得できなかったり、県外や200床以上の病院に勤務したり、看護業務に従事しなくなったりした場合には、返還義務が生じます。このう

ち、一部債務者について、就業状況悪化等により経済的に返還が難しいため、収入未済となっているものでございます。

1カ月以上滞納があり、本人が電話の督促にも応じない場合には、連帯保証人に対し、請求及び督促を行うなど、連帯保証人への働きかけを強化した結果、平成24年度から、わずかではありますが、未収金を減らすことができました。

今後も、新規貸与者には、個人面談を実施することにより、修学資金の趣旨及び制度内容等に対する意識づけを徹底し、新規未収金の発生防止に取り組みます。

滞納者に対しては、本人や連帯保証人の生活状況を確認し、分納などの納付確約を取り、滞納累積防止に取り組んでまいります。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

まず、さきに行われました定期監査につきまして、公表事項はございません。

次に、平成25年度の決算につきまして御説明をいたします。

資料の79ページをお願いいたします。

歳入につきまして、左の列、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入については、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次のページをお願いいたします。

繰入金、諸収入につきまして、不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、下から2段目の市町村精算返納金の予算現額と収入済み額の差183万4,000円は、備考欄でございますが、退職者医療制度の一部適用漏れによります県調整交付金の変更交付決定に伴います超過交付分の市町村返還金によるものでございます。

続きまして、歳出につきまして説明いたし

ます。

81ページをお願いいたします。

歳出は、上段が、国民健康保険事業に係る費用で183億5,300万円余を支出しております。また、下段が、後期高齢者医療制度における県負担金等で259億3,300万円余を支出しております。上段の国民健康保険指導費の不用額3,611万円余は、備考欄の一番下記載の国民健康保険制度安定化対策事業、この事業は市町村の国保財政の調整を行う事業ですが、財政調整の対象となります80万円を超える高額な医療費が見込みより少なかったことによるものでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

まず、今年度の定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

次に、平成25年度の健康づくり推進課の決算状況を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の82ページをお願いいたします。

使用料及び手数料について、不納欠損額、収入未済額はありません。

次の国庫支出金ですが、不納欠損額、収入未済額はともにありませんが、予算現額と収入済み額の差が大きなものについて説明をいたします。

83ページをお願いいたします。

1段目の衛生費国庫補助金のうち特定疾患治療費補助について、予算現額と収入済み額の差が4億2,663万3,000円となっておりますが、これは、国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるもので、特定疾患治療研究事業の事業費がふえる中で、毎年県が超過負担を強いられている状況でございます。本来、国と県が2分の1ずつの負担割合となっておりますが、平成14年度ごろから、本来、国

が負担すべき金額の5割から6割程度の交付にとどまっており、平成25年度においては、65.4%の交付となっております。これまで、超過負担の解消に向け、あらゆる機会を捉えて国に働きかけてまいりましたが、難病の患者に対する医療等に関する法律が平成27年1月1日より施行され、国庫負担金となるため、国の2分の1負担が担保され、今後は、超過負担が解消されることとなります。

下から3段目の原爆被爆者特別措置費補助についてですが、予算現額と収入済み額との差が358万9,000円でございますが、これは、いずれも所要見込み額の減に伴う国庫補助の減によるものでございます。

次に、下から2段目の衛生費国庫委託金について、不納欠損額、収入未済額はございません。

国民栄養調査委託金におきまして36万5,000円、それから84ページの上段の被爆二世健康診断委託金におきまして23万円の予算現額と収入済み額の差がございしますが、これらは、所要額の減に伴う委託金交付額の減によるものです。

84ページの諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

次に、歳出でございます。85ページをお願いいたします。

まず、衛生費でございますが、公衆衛生総務費の主な事業は、備考欄に記載しておりでございます。不用額の1億697万8,000円は、特定疾患治療費などの医療費や原爆被爆者に対する手当支給が、当初見込み額を下回ったことによる執行残等でございます。

86ページの予防費でございますが、これは、ハンセン病に関する事業費でございます。不用額の171万円は、扶助費等の執行残でございます。

次に、繰り越し事業について御説明をいたします。

附属資料の13ページをお願いいたします。

がん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業につきましては、熊大医学部附属病院と連携先病院との間で遠隔病理診断システムの構築に係る機器の導入に対する助成でございます。連携先病院である阿蘇医療センターの建てかえ工事の工期延長に伴い、対象設備の平成25年度内の導入が困難となり、1,456万円を繰り越したものです。

なお、7月には、事業完了しております。

健康づくり推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○窪田薬務衛生課長 薬務衛生課の窪田でございます。御説明をさせていただきます。

まず、今年度の定期監査につきましては、公表事項はございません。

決算の説明に移らせていただきます。

説明資料の87ページをお願いいたします。

歳入について主なものを説明させていただきます。

まず、使用料及び手数料についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の薬務関係手数料につきまして、予算現額と収入済み額との比較が222万円余の増となっておりますが、これは、備考欄に記載しておりますとおり、主に登録販売者試験等の件数が見込みより多かったことによるものでございます。

3段目の麻薬関係手数料につきましても、102万円余の増となっております。これは、主に麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬取扱者の免許申請件数が見込みよりも多かったことによるものでございます。

4段目の温泉関係手数料につきまして、予算現額と収入済み額との比較で109万円の減となっておりますが、これは、主に温泉の土地掘削許可申請等が見込みを下回ったことによるものでございます。

88ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金についてですが、不納

欠損額、収入未済額はございません。

一番下の段の国庫委託金につきまして、予算現額との比較で220万円余の減となっておりますが、これは、主に薬事経済調査委託費の事業費所要額の確定によります委託金交付額の減で、国が調査協力謝金の支給基準を変更したことによる報償費の減及び需用費、役務費の経費節減等によるものでございます。

次に、89ページをお願いいたします。

諸収入についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

3段目の治療血清売払代金につきまして、予算現額との比較で164万円余の減となっておりますが、これは、特殊疾病の発生がなかったため、国有ワクチンの売り払いがなかったことによるものでございます。

続きまして、歳出について主なものを御説明させていただきます。

1ページ飛びまして、91ページをお願いいたします。

1段目の生活衛生指導費について、不用額76万円余が生じておりますが、これは、旅費などの経費節減等によるものでございます。

2段目の環境整備費の不用額39万円余につきましては、温泉保護の基礎資料を得るため、源泉の位置を測定いたしますGPS装置の備品購入に係る入札残及び需用費などの経費節減によるものでございます。

最後に、92ページをお願いいたします。

薬務費について、不用額735万円が生じておりますが、これは、先ほど歳入に関する調べで御説明いたしました特殊疾病の発生がなかったため、国有ワクチンの払い下げのための経費が不要であったことや、薬価等基準調査費におきまして、国が薬事経済調査委託費の調査協力謝金の支給基準を変更したことによります報償費の減及び旅費、需用費などの経費節減等によるものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

す。

○田代国広副委員長 以上で健康福祉部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○田代国広副委員長 なら、しばらく休憩します。5分間。

午後2時32分休憩

午後2時38分開議

○田代国広副委員長 それでは、委員会を再開します。

質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 決算委員会ですから、このページの数字についていろいろお尋ねするのが本来だと思いますけれども、あんまり分厚くてですね。お尋ねしたいことたくさんあります。

それで、何かお金を貸して、それが返らないと。未済額ですかね、その説明が非常に多かったような気がします。よく考えてみますと、やっぱりお金を借りたわけじゃないと思うんですけど、負担金とかはですね、当然返さにかいかぬのが返せない。母子家庭の方なんか直接借りとられると思いますけれども、しかし、それがまた今度子供に負担が行ったりとかしているような感じがいたしますので、何か無理にお金を借りる人、それから、国が決めたから、まあその枠内は貸さにかいかぬから、まあ貸したと。結果が非常にお互いよくないというふうな感じがします。

分納なんかというのは、恐らくこれは真面目な人で、かなり苦勞して払うと思うですよ。ですから私は、これは、こういう制度をもう一回考え直さんとかいかぬような気がします。国が決めることだからと言えばそれだ

けで、それで終わりますけれども、それじゃいかぬような気がしますですね。

それから、医療制度も一緒ですね。私は、この前の一般質問で質問しましたけれども、阿蘇郡なんていうのは、医療用の入院ベッドがもうほとんど削減されてしまいますよね。今の数でいきますと、阿蘇郡市民に、阿蘇医療圏に600人に1ベッドですもんね。そんなことで成り立つはずなのに、しかし、これがつくり上げてしもうとると。だから、名前は福祉、健康ですけども、よう考えてみますと、何か皆さんの仕事が本当に実が実りよるかなと、花が咲きよるのかなというふうな気がしますので、そういう意見をやっぱり国なら国にお伝えしていただきたいと思いますですね。

本当に話すと、もう身近なことで矛盾がたくさんあります。それはもう皆さんが一番、担当の係長さん、課長さんが一番感じておられると思いますけれども、こういう委員会で見聞があったということ、また、国なら国に、また、県の一番トップの方たちにもお話をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○田代国広副委員長 要望でいいんですか。

じゃあ、今の御要望に対して応えていただきますようお願いしておきます。

ほかに。

○鬼海洋一委員 中身を少し教えていただきたいという思いで質問したいと思います。

これは、43ページ、子ども未来課。

放課後児童クラブの施設整備事業における国庫補助の減という説明ありましたけれども、この全体的な中身といいますかね、県下のこの放課後児童クラブの設置状況、支援の状況について、もう少しお話しいただければというふうに思います。それが1つです。

それからもう一つは、子ども家庭福祉課で

すけれども、55ページ、ひとり親家庭等応援事業等の実績額が見込みより少なかったためということで、この不用額の説明がありました。

私ども、今地域におけるひとり親家庭の、例えば教育にかかわる問題や日常生活にかかわる問題も相当御苦労されている状況があります。特に、今、ひとり親の中でも男の親の家庭、非常に厳しい状況があるわけですがけれども、この辺の不用額も出てきているわけですけれども、現状とこの取り組みの中身について、もう少し御説明いただければありがたいと思います。

○福田子ども未来課長 今、委員から、放課後児童クラブについて御質問をいただいたところでございます。

昨年度の決算で申し上げますと、昨年度、放課後児童クラブを設置するに当たりまして、そのための施設整備を行った市町村が6市町村ございました。それによって、新たに放課後児童クラブの設置をしたところでございます。

現在、数字として、平成25年度の実施状況でございますけれども、41の市町村におきまして、372カ所で実施をされているところでございます。今年度は、済みません、今ちょっと数値手元に持ってませんけれども、今年度、また若干ふえてきているところでございます。

これは、御承知のとおり、小1の壁ということで、保育所の場合は、保育所に預けるということで保護者が働けますけれども、小学校に入りますと、放課後の時間が早く子供が帰ってきてしまうと。その間、ここで預かっておこうという趣旨でいっているところでございまして、年々この利用児童数もふえてきておりますし、この設置するクラブの数もふえてきているところでございます。

しかしながら、昨日、全国的なちょっと数

値が新聞報道もなされたところでございまして、全国的にもかなり利用者がふえてきているところでございますが、逆に利用できない、放課後児童クラブのキャパシティーの問題で、利用できない子供も若干いるということも指摘されていたところでございまして、今後ますます女性の社会進出などを進めていくに当たって、国のほうも、この放課後児童クラブの量的な拡大を図っていくということでいっているところでございますので、今後、市町村にもますます働きかけていって、この整備を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

ひとり親家庭応援事業について御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

先ほども御説明しましたがけれども、これは基金を活用した事業でありまして、実は、蒲島知事も一生懸命これに力を入れるということで、これまで取り組みを進めてきました。

実績がちょっと少なかったという御説明をしましたがけれども、中身を申し上げますと、1つは、ひとり親の在宅就労支援という事業、もう一つは、特に子供の学習支援に力を入れてきたんですけれども、在宅就労のほうは、コールセンターのオペレーターの訓練を施しまして、実際に就業していただくということで一生懸命やってきました。結果の100人訓練生を募集したんですけれども、実際に応募があったのが95人、その後、いろんな自己都合で途中でやめられる方もおられたんですが、最終的に71人修了して、そのうちの93%に当たる66人が実際に就業することができました。それ以外の方も、就業したかったのにできなかったというわけではなくて、ほかの仕事、ダブルワークとかでほかの仕事を優先せざるを得なかったとか、あるいは親の介

護があるからどうしても今すぐには就職できないというふうな事情で辞退となったものです。

非常に成果を上げられて、これは、全国的にも失敗例が多い中で、本県、唯一と言っていいほど成果を上げた事業だと思っておりません。

それから、子供の学習支援のほうにつきましては、いろいろやりましたけれども、特に力を入れておりましたのが、地域の公民館などを活用して、退職教員などの方々がボランティアとなって、ひとり親家庭の子供たちに勉強を教えるというものですけれども、これは9月末現在なんですけれども、県内30カ所で開設することができてまして、150人以上の子供たちに教えております。これをさらに箇所数をふやしたいと思っておりまして、実績的には、一番大きかったのは、先ほどの人数の問題でちょっと額は減りましたけれども、中身については非常に成果が上がったというふうに思っております。

以上です。

○鬼海洋一委員 今の説明いただきましたように、これは非常に期待をされている、いい仕事だというふうに思います。まだ、各そういう対象の家庭まで含めて十分その事業が浸透しているかどうかということ、これからではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、不用額も出ているわけですが、次年度以降は、広がりやさらに深まるようにお願いしておきたいと思っております。

それから、子ども未来課のこの事業ですね、今小学校でも、クラブ活動が総合型、そちらのほうに移行していくという状況の中で、さまざまの主管、いろいろありますけれども、事業そのものが現場の中では重なり合うという状況が今出てきているわけですよ。この辺が何か組織的にもう少しそんなことを含めて教育委員会だとか、教育委員会の

中でも対象の課は違うわけですが、連携をとられながらやっていただくことによって、なお一層の成果が上がるんじゃないかというふうに思っておりますので、あえて質問させていただきました。どうぞよろしくお願ひしておきたいと思っております。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 就労支援の非常にいい取り組みだというお話がありましたけれども、これは、ちょっと確認ですけれども、民間の事業者へ委託か何かやって、プロポーザルというか何か、こういうことでやりたいというので委託してやってたと思っておりますけれども、これは、委託の期間は、単年度でしたか、それとも複数でしたか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

2カ年事業でやっております。

○溝口幸治委員 そのいろいろアイデアが出てくる中で、それを県のほうで選別するわけですが、もっともっと民間からするといい事業をやりたいという中で、県のほうで選別するわけですが、今いい事業とおっしゃったので、予算を拡充すると、もっともっと——例えば、5つ提案があったうちの2つしか採用できないとかいうことですね、今予算の都合で。だから、もっと予算があると、たくさんアイデアが採用できて、就職まで結びつくという可能性は多いんですか。

○藤本子ども家庭福祉課長 今回は、1つの事業を募集しましたので、この就労支援につきましてはですね。複数あった業者の中から1社を選びましたけれども、1社の場合でやるにしても、なかなかやっぱり就業訓練を施

して最終的に就業に結びつけるということになりますと、やはりある程度の人数、多過ぎてもちょっと手が届かないし、少な過ぎてもちょっと成果が難しいということもあって、ある程度の人数の規模というのがやっぱり、今回100人ということをやったんですけれども、前回ちょっと、前回の事業は少し多かったので、非常になかなかうまくいかないという反省もあってそういうことをしましたけれども、委員おっしゃるように、予算がたくさんあって、そういうやつを複数できるのであれば、そういった100人規模、あるいは50人規模ぐらいなのをつくるということではできるかもしれません。ただ、一番難しいのは、やはり就業に結びつけるということですので、そこはやはり、今回たまたま委託した業者がそのまま自分のところに雇い入れるというようなこともできた、これが一番大きかったと思っていますので、どこに行くかわからないというのは、なかなか実績として難しいので、そういうところは今回とてもよかったと思っていますので、そういう面の難しさはあると思います。

○溝口幸治委員 今おっしゃったように、この補助事業を受けるだけ民間さんがもらって、あと2年たったら知りませんという方法、知りませんというか、そういう方法と、やっぱり自分のところの事業にも結びつけていく方法があると思うんですが、まあ、後者のほうが限りなく実績は上がるだろうと思いますし、また、民間の発想をあんまり行政が口出しし過ぎて手足をもぎ取るというようなことも、過去にちょっとあったかなというようなこともちょっと思い出しましたがけれども、民間からせっかくな事業やられたんですけれども、民間からきちっとまた情報をとっていただいて、後のフォローまでできるような形で、まあ、鬼海先生も非常に期待をされて、いい事業だとおっしゃるわけですか

ら、少しでもこういう方々の就労支援ができるような体制を、ぜひ予算面も含めて充実をさせていただきたいと思います。

○藤本子ども家庭福祉課長 ありがとうございます。

フォローはとても大事だと思ってまして、委託期間が終わっても、その後、しっかりフォローしていくという契約を実はしております。

それと、今回の事業につきましては、訓練所として要請したわけですが、その訓練所のうちの複数地点がこの会社の営業所に生まれ変わって、そういう意味では、産業政策という面でも、私たち福祉の事業でやったんですけれども、地域、これは実は、熊本市だけじゃなくて、ほかの地域に広がっているんですが、そういう面でも非常に効果があったと思っていますので、しっかりフォローしていきたいと思っています。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 2点、明許繰越で1点と収入未済。

まず、明許繰越で、さっき福田課長のほうが説明された、これは、別冊の6ページ、保育所等緊急整備事業費、これは太陽光とちょっと先ほど言われたんですけれども、この整備事業で太陽光等を設置するのも全然問題ないんですか。

○福田子ども未来課長 太陽光設置のみというのは対象にならないと思いますけれども、施設整備に合わせてそこまでやったということで対象にしております。

○内野幸喜委員 もう1ついいですか。

収入未済のところ、20ページ、児童保護費負担金、これはやっぱり特徴的なのが債務

の否認、これはやっぱり負担金制度の趣旨説明を十分に行うとともに、未然の防止策とありましたけれども、やっぱりこれは特徴的だと思うんですね、この部分だけが債務の否認ということで。実際、これはどんな感じで認識されてて、説明の段階ではされているんですか、その点をちょっとお聞かせいただければと思います。

○藤本子ども家庭福祉課長 先ほども少し御説明したと思うんですけども、この保護費負担金というのは、養護が必要な児童を養護施設とか里親さんに預けるときに、保護者の収入に応じて負担金を取るというシステムになっていますけれども、施設とか里親さんに預けるときには親の同意が要ります、必ず。親の同意なしには預けられないという仕組みになっています、同意がないときには、家裁にちょっと手続をとるようなルートもあるんですけども、実際、最近多いのが、虐待ケースがふえてて、虐待とかネグレクトの親は、虐待というふうに認識しないケースが多くて、これはしついでやっていると。なのに何で児童相談所は自分の子供を措置するんだと、そんなのに同意できないから負担金は払わないというような理屈で、もう債務を否認するという状況です。

したがって、道理を尽くして説明しても、もう入り口で全然話が合わずに、いわゆる債務の否認、俺はそんなことをしない、勝手にやったということで、一生懸命説明はしていますけれども、ただ、最終的には、先ほど御説明しましたけれども、家裁とかを通じて最終的にそこまでやれば、しぶしぶ同意するケースも多うございまして、同意すれば、何とか負担金も御理解いただけるというケースも多うございます。

○内野幸喜委員 どうですか、件数としては、ふえつつある傾向なんですか。

○藤本子ども家庭福祉課長 以前は、やはり養護の場合は、親がいない子供というのが一般的だったんですけども、最近では、親がいても親に問題があるケースがほとんどでございまして、そういう意味で言うと、こういうケースが今後ふえていくというふうに予想しております。

○田代国広副委員長 ありませんか。

○溝口幸治委員 子ども未来課の事業で、市町村の所要額の実績の見込みが少なかったためという理由が幾つかありますけれども、要は、予算を組むときには市町村から要望を聴取して、大体これぐらいいけるだろうということでスタートするわけですね。最終的に市町村が対応できなかったというような説明に聞こえるんですが、市町村だけが対応できなかったのか、その裏にいらっしゃる——裏というか、その市町村があるところにある保育所や、それぞれの事業者がきちっとその事業に対応できなかったのか、あるいは県と振興局と市町村のこの連携ですね、特に広域本部ができて、なかなか、県はうまくいっているという説明がありますが、我々が地元でいろいろ聞くと、そうでもないような話もいっぱいあるので、そういう組織としてうまく対応できずにコミュニケーション不足をして、実際、うまくいかなかったのか、その辺は検証されていますか。

○福田子ども未来課長 私どもの予算でいろいろございます。市町村が事業主体のものもあれば、社会福祉法人等が事業主体のものも、いろいろあるところでございます。それで、当初予算計上の時点では、基本的には市町村の所要見込み額を調査いたしまして、あとは、それを丸ごとのせられるかどうかは、県の予算全体の状況もございまして、

基本的には、この子ども・子育てに係る県予算というのは増加をずっとしているところでございますし、まあ、そういうことも踏まえて、可能な限り当初予算には計上するという方針で挑んでいるところでございます。

逆に言うと、万一途中で不足することがないような形で予算化しているということで、若干の減額が出ているというふうに御理解いただければと思います。

それと、私どもの事業は、基本的には、県と市町村の直接のやりとりをやっておりまして、振興局を絡めたやりとりではございませんので、先ほど御指摘いただいたようなことでの問題点というのは発生していないというふうに考えております。

以上です。

○溝口幸治委員 振興局は全くタッチしませんか。

○福田子ども未来課長 基本的には、この保育所に関するやりとり、保育所の監査とかいうところは振興局のほうで実施するところがございますけれども、この辺のやりとりにつきましては、基本的には直接のやりとりをしているところです。

以上です。

○溝口幸治委員 確認ですけれども、保育所の施設整備とか、ああいうのは振興局とかはかわりませんか。相談に行ったりとかありませんか。

○福田子ども未来課長 相談とかはあると思うんですけれども、実際のお金のやりとりなんかについては、直接市町村と私たちのほうでやりとりをしていっております。

○溝口幸治委員 お金のやりとりはもちろんそうだと思いますけれども、日ごろの相談だ

とか事前協議だとかというのは振興局も絡みますよね。

○福田子ども未来課長 相談には振興局も乗っているところです。

○溝口幸治委員 もともと敷居が高いわけですから、県に相談するというのは。だから、振興局も私の経験上相当絡んでいらっしゃると思いますが、もう多くは言いませんが、広域本部ができて、振興局ができて、本庁とのかかわりというのは、ほかの部局でもどうなのかという議論があつていますので、そのあたりもしっかり検証をしていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○平野みどり委員 19ページですね、動物愛護に関してなんですけれども、不用額が生じたり、地域動物愛護推進員の委嘱が予定人数より下回ったということですが、これは、ここ数年の傾向として、推進員というのは増加してきているんでしょうか、それとも、やっぱり何とか動物を殺処分せずに、また次の飼い主とかに回していったり、あるいはそういった動物愛護管理センターに行かなくて済むように、今動物を飼っておられる方たちへの啓発とかを、しっかり最後までみとるようなというふうな形のそういう啓発とかが進んでいるのかどうかというふうなところをちょっと教えてください。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課です。

まず、1点目の動物愛護推進員に係る経費の話でございますけれども、予算上は、枠が40名分の枠というか、なっています。ただ、実際、25年度が23名、26年度が25名、若干ふえておりますけれども、まだ定員までいっていないというところであります。なっていた

く方は、獣医さんとか、動物愛護に御理解のある方々にお願いをしております。

2点目の動物愛護に係る啓発関係ですけれども——で、よろしいですかね。

○平野みどり委員 啓発がどれくらい進んでいるかと、実際、殺処分の数とかの推移はどうなっているのか。

○一健康危機管理課長 じゃあ、殺処分というお話をしてよろしいですか。

まず、犬と猫、2つございます。

犬につきましては、平成16年度、10年ぐらい前が6,000頭ぐらいいました。平成20年度が3,900頭、平成25年が今1,307頭というふうになっています。まだ確定数値じゃございませんけれども、ことしの4月から9月までのやつは、去年の同期比でおおむね50%ぐらいに減っております。

猫は、どうしても都市猫が多いものですから——都市猫というか、都会のほうが猫は多いものですから、猫は、平成16年度が2,800頭、平成20年度も2,800頭、平成25年度が2,100頭ですが、ことしは、先ほどの4月から9月の6カ月間で、去年との比で20%減だったと、まだ概数でございますけれども、そういったことございまして、保健所のほうでも動物愛護に相当取り組んでいただいておりますが、御理解ある民間の団体の方々も非常に熱心に取り組んでいただいておりますので、効果が出ておるのかなというふうに思っております。

○平野みどり委員 わかりました。いつも熊本市と比較されますので、熊本市は熊本市だけのあれでしょうから、県のほうが広域ですけども、順調に推移はしているというか、減ってはきているということよろしいですかね。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

○平野みどり委員 もう1点だけいいですか。

○田代国広副委員長 はい。

○平野みどり委員 今の児童相談所のことをちょっとお伺いしたいと思います。

熊本市が政令市になって、熊本市の管轄に関しては熊本市で対応するという形になりましたよね。熊本市中央と今八代と2カ所の児童相談所があると思いますが、一時保護は中央だけということで、確かに、熊本市の部分は減っているけれども、現場のいろんな方たちの話を聞くと、やっぱり多忙感というのかな、なかなかまだまだマンパワーも含めて足りない。それは状況が、家庭や学校とか、子供たちの虐待を受けているかどうかというふうなことの発覚と児相との連携ですよ、そういうのが年々ふえてきているというようなこともあってだろうと思うんですけども、そういった状況に対応するために、現状のままでいいと思っておられるのか、それとも、例えば、やっぱり中央児相まで連れていくのが結構大変だと思うんですけども、八代のほうにも一時保護——県南も広いですからね、というようなことまで考えておられるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○藤本子ども家庭福祉課長 今委員からお話がありましたけれども、平成22年に熊本市の児相ができて、それまでは中央児相と八代児相で県下全域をカバーしておりましたけれども、まあ、市の児相ができたということで、ちょっとPR効果という言い方は変ですけども、それだけ周知が進んだこともあって、虐待の相談件数が一気にふえました。平成16年ぐらいは300件程度年間動いていまし

たけれども、市の児相ができた22年以降は一挙に倍増して600件以上、一番ピークでは700件ぐらいの相談件数になっています。これは、決して悪いことではなくて、少しでもその疑いがあれば、すぐ通報していただくということで非常に結構な話だと思っておりますけれども、それだけ児童相談所の負担がかなり重くなってきているというのが現状であります。

加えまして、最近では、所在不明児童の問題ですとか、置き去り児童の問題ですとか、いろんな社会的な子供に係るその問題が児相のほうにきているというような現状もありまして、非常に負担感も多くなっております。

そういう中で、今お話がありましたその八代と中央の問題ですけれども、確かに距離感は離れておりまして、例えば、一時保護にするにしても中央まで連れてこないといけないという問題があるのはありますけれども、なかなかやっぱり規模感の問題で、どうしても一時保護、ちょっと割合的にはあれですけれども、どうしてもやっぱり都会的なほうがやはり虐待とかいろんな問題があるケースが多い現状もありまして、なかなか八代に――以前は八代もそういう話もあったと思うんですけれども、なかなか統一してやるということまでは今現状では議論も進んでおりません。

私どもとしては、八代児童相談所が動きやすいように、今は当然高速道路とかもありますので、いざという場合には、その高速を使って至急駆けつけるとか、そういうことで対応したいと思っております。

あと、八代は、なかなか熊本市との距離感もそうですけれども、実は、人吉とか芦北とか、カバー範囲も広うございますので、そういった面での大変さもありますので、何とか私どもも支援をしていかなければいけないと思っているところでございます。

○平野みどり委員 ぜひしっかりと対応して

いただきたいと思います。

それと、要望ですけれども、職員の数をふやせばいいということではなくて、例えば、やっぱり若い職員の方たちは社会的経験も少なくて、いざ対応しなきゃいけない児童の家庭とか周辺の人たちとのやりとりという部分でも厳しい面もあると思いますし、ベテランときちんとタッグを組んでやれるように、若い職員が、何というんですかね、もうぎりぎりまで追い詰められるようなことがないように、そういう人員配置もしっかりとやっていただきたいと思います。

○田代国広副委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広副委員長 なければ、これで健康福祉部の審査を終了します。

次の第8回委員会は、11月25日午前10時に開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

委員さん、御苦労さんでした。

午後3時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会副委員長